

衆議院 農林水産委員会 議 録 第 七 号

平成三十一年四月十七日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 武藤 容治君

理事 伊東 良孝君 理事 小島 敏文君

理事 齋藤 健君 理事 野中 厚君

理事 細田 健一君 理事 亀井亜紀子君

理事 近藤 和也君 理事 稲津 久君

池田 道孝君 泉田 裕彦君

今枝宗一郎君 上杉謙太郎君

大西 宏幸君 大野敬太郎君

加藤 寛治君 門 博文君

木原 稔君 木村 次郎君

国光あやの君 小寺 裕雄君

齋藤 洋明君 坂本 哲志君

田所 嘉徳君 高木 啓君

高木 毅君 中谷 真一君

西田 昭二君 福山 守君

藤井比早之君 藤原 崇君

古川 康君 古田 圭一君

宮路 拓馬君 盛山 正仁君

山本 拓君 石川 香織君

大串 博志君 金子 恵美君

神谷 裕君 佐々木隆博君

長谷川嘉一君 堀越 啓仁君

関 健一郎君 緑川 貴士君

濱村 進君 田村 貴昭君

森 夏枝君

政府参考人
(農林水産省大臣官房審議官) 小川 良介君

政府参考人
(農林水産省食料産業局長) 塩川 白良君

政府参考人
(農林水産省経営局長) 大澤 誠君

政府参考人
(農林水産省農村振興局長) 室本 隆司君

政府参考人
(農林水産省政策統括官) 天羽 隆君

政府参考人
(林野庁長官) 牧元 幸司君

政府参考人
(水産庁長官) 長谷 成人君

農林水産委員会専門員 梶原 武君

委員の異動
四月十七日

補欠選任
稲田 朋美君 高木 啓君

補欠選任
金子 俊平君 高木 毅君

補欠選任
福山 守君 田所 嘉徳君

補欠選任
藤井比早之君 古田 圭一君

同日
補欠選任
田所 嘉徳君 中谷 真一君

同日
補欠選任
高木 啓君 稲田 朋美君

同日
補欠選任
高木 毅君 国光あやの君

同日
補欠選任
古田 圭一君 藤井比早之君

同日
補欠選任
国光あやの君 盛山 正仁君

同日
補欠選任
中谷 真一君 門 博文君

同日
補欠選任
門 博文君 大野敬太郎君

同日
盛山 正仁君 大西 宏幸君

同日
大西 宏幸君 補欠選任
金子 俊平君

同日
大野敬太郎君 福山 守君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第二三三号)

○武藤委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として農林水産省大臣官房総括審議官横山紳君、大臣官房審議官小川良介君、食料産業局長塩川白良君、経営局長大澤誠君、農村振興局長室本隆司君、政策統括官天羽隆君、林野庁長官牧元幸司君及び水産庁長官長谷成人君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○武藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○武藤委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。加藤寛治君。

○加藤(寛)委員 おはようございます。自由民主党の加藤寛治でございます。

質問の機会に感謝をしながら、早速質問に入ります。農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部

を改正する法律案について質問いたします。

農業の振興、発展、成長産業化を図る目的で、平成二十六年以降、農地中間管理機構が活動を開始して五年になります。各都道府県に農地中間管理機構を設置して農地の分散錯雑を解消していくことにより、担い手農家への農地の利便性を図り、集積、集約化を進めることによって機械化が促進され、経営規模拡大につながり、また、農業の生産性、生産額を向上させることにより、ひいては、農業収入の増大につながって、担い手農業者の育成、確保、また、農業後継者の育成につながります。結果として、農業の振興、発展、成長産業化を図ることが、食料自給率を向上させ、国家の使命でもある国民への食料の安定供給、食料安保の責任が果たせるものと思っております。

これまで五年間、農地中間管理機構の活動を通じて果たしてこられた成果についてどのように評価をされておられるのか、また、今後どのように取り組んでいかれようと思いか、お尋ねをしたいと思います。

そこでまず、現在、野党の皆さんの中で農地バンクを廃止するという修正案が検討されているというような報道が出ております。この報道に触れまして、まず頭に浮かんだのは、今現在、農地バンクを使って農地を貸したり借りたりしている方に非常に大きな影響があるのではないかと心配があります。

そこで、政府に対して、農地バンクの事実関係についてお尋ねしたいと思っております。

まず、現在、農地バンクが、何人の所有者からどのくらいの農地を借りて、何人の担い手に転貸しているのか、お伺いをします。

○大澤政府参考人 答えたいいたします。

先生、御質問の冒頭に、まず、農地バンクの現状評価等につきまして御質問ございましたが、こ

れにつきましては、農地バンク事業を開始しました平成二十六年以降、担い手への農地の集積面積は再び上昇傾向に転じまして、平成二十九年、担い手による農地の集積のシェアは五五・二%まで来たというふうな理解しておりますけれども、二〇二三年に担い手への利用集積のシェアを八割にするという目標の達成のためには、事業を加速する必要があるというふうな考えております。今回の五年後見直しの機会に所要の修正案を出させていただいていこうとでございます。

具体的な御質問の中で、農地バンク、現在、何人の所有者からどれくらいの農地を借りて、何人の担い手に転貸しているかという御質問でございます。

この中で、四年間の活動を通じまして、約三十万人の農地所有者から合計して約十八万五千ヘクタール、筆数でいいますと約百十四万筆の農地を借り受けております。この借り受けた農地を約七万五千人の担い手に転貸しているところでございます。

単年度の実績ベースでいいますと、一年間の農地権利移動面積に占める農地バンクのシェアは、農地バンクが発足した平成二十六年度は二%、二十七年年度は一四%、二十八年年度は二四%と、そのシェアを着実に伸ばしているところだと考えております。

○加藤寛委員 それぞれに御答弁をいただきました中で、農地バンクで、所有者三十万人から百十四万筆の農地を七万五千人に転貸しているという御答弁をいただいたわけでございますけれども、このような状況を考えた場合に、とても多くの方々に影響があるということだと思えます。もし農地バンクを廃止すれば、現場が混乱してしまうのではないかと、大変私は大きな危惧をいたしております。

次に、農地バンクを用いることによるメリット措置について伺いをします。

特に基盤整備は、平成二十九年に土地改良法を改正し、農家負担のない農地整備事業を新たに措

置するなど、農地バンクがあつたからこそ認められたメリット措置が近年整備され、現場で有効に活用をされています。

そこで、現在、農地バンクを前提に措置されている補助金や税制の支援措置はどのようなものがあるのか、伺いをします。

○大澤政府参考人 農地バンクにつきましては、これまでの利用の集積の円滑化を進める仕組みが、実態として、やはり出し手、受け手の相対協議を中心に行ってきたということで、これを分散錯圖の解消に行くような仕組みに改めていくためにできたのが農地バンクでございますので、やはり、そういうような性質を踏まえまして、農地バンクを前提としたさまざまなメリット措置についても政府としては逐次充実を図っているところでございます。

農地バンクを前提として、まず、予算措置としては、機構集積協力金というのを措置してございます。それから、法制度とも絡みますが、御指摘のとおり、平成二十九年の土地改良法改正によりまして、農家負担のない基盤整備事業が実施できることとされてございます。またさらに、税制措置といたしましては、農地バンクに貸し付けた農地につきまして、農地の出し手について、固定資産税を二分の一に軽減する措置なども措置しているところでございます。

○加藤寛委員 それぞれの答弁の中で、補助金についても、また税制の支援措置についても、大変農業者にとって有利な、農業活動をやる上において非常に有利な措置等が施されておるわけでございます。そうした中で、もしも農地バンクを廃止するということがなれば、これまで積み上げてきたこうした支援措置もなくなってしまうということではないか、このように思います。

農地バンクの受皿に支援措置を措置することは簡単ではないわけでありまして、事業を活用して、地域一丸となつて取り組んでいこうという機運をまた潰してしまうようなことにもなりはしないかというような大きな危惧、心配もしておるような

状況であります。そうしたことが起これば、まさに猫の目農政であり、現場の混乱を招きかねないということを述べておきたいと思ひます。

私は、当初、農地中間管理機構について議論の組上に上がったとき、この案件、提案というのは、すばらしい、画期的な農業政策の基本である、高く評価をしておりましたし、また、今日でも大きな期待を持っておるところでございます。

御案内のように、農業の基本は農地、水、加えて太陽であることは論をまたないところであると思ひます。しかし、太陽はいかんともしがたいわけでありまして、農地、水については人知でいかようにもすることは可能ではないかなという思いを持っております。

政府は、国策として、全農地約四百五十万ヘクタールの八〇%である三百六十万ヘクタールを担い手農業者が耕作するよう、計画を打ち立てております。

そこで、現在は、全農地の五五%余が担い手農家が耕作を実施しておるのが現状であります。農地中間管理機構が発足当時、平成二十六年ころは、全農地の五〇%前後を担い手農業者が耕作しておつたわけですから、当時から考えると五%程度の進捗をしたと言えますけれども、まだまだ計画までには、残農地が二五%、面積にして約百万ヘクタール余程度促進していかなければならないというのが現状であります。

ところで、よく考えてみますという、担い手農家が耕作をしておる全農地の五五%と全農地の圃場整備率はほぼ合致しております。このことは、すなわち、圃場整備率を八〇%に向上させることが、全農地の八〇%を担い手農家が耕作できる前提条件になると思料されるのでございます。

そこで、目標達成には残りの百万ヘクタール余の未整備圃場をいかにして整備促進するかにかかってくると思ひますが、どのようにお考えか、伺いをいたします。

もちろん、私が申し上げる圃場整備された農地とは、分散錯圖した農地を集積して、長方形か正

方形に整形された、機械化可能な優良農地のことであります。ただ単に道路が農地に接しているだけの農地ではありませんので、申し添えておきたいと思ひます。

○室本政府参考人 まず、圃場整備を含みます基盤整備の予定事業量を定めましたが、この計画の中では、計画期間である二〇二〇年度までの五年間に、水田の大区画化は八万三千ヘクタール、汎用化については十五万九千ヘクタール、畑の区画整理、排水改良については三万一千ヘクタール、畑地かんがい施設の整備を二万五千ヘクタール、そして、こうした水田、畑の基盤整備に当たっては、担い手への農地集積率及び集約率、これをそれぞれ八割以上に上げるといった目標を掲げまして、現在事業を推進しているところでございます。

直近の平成二十九年年度の基盤整備を完了した七十地区におきまして、実績として、担い手への農地集積率、これが約八割に達していることから、委員がおっしゃるとおり、圃場整備を含む基盤整備を契機として農地集積を推進していくことは極めて重要であるというふうな考えてございます。

一方で、担い手、いわゆる農地の受け手でございますが、これは条件のよい農地を求めることから、基本的に基盤整備は重要であるという考え方の上で、これまで担い手に集積されている農地においても、その全てで基盤整備が行われているものではないといった点と、今後集積すべき農地の中には既に基盤整備がなされている農地も含まれているといった点から、今後集積すべき農地の全てにおいて基盤整備を行う必要があるとまでは言えないのではないかと、このように考えてございます。

しかしながら、今後とも、現場のニーズに対応できるよう、基盤整備に係る必要な予算を確保するとともに、農地中間管理機構とも連携して、基盤整備の円滑な推進を図ることにより、担い手への農地集積を一層促進してまいりたいと考えてござ

います。

○加藤寛委員 それぞれに、圃場整備について農水省の方で努力をされておられるということは十分私も認識はしておりますけれども、なかなか、これは相手のあることです。思うようにはいかないとは言えないまでも、これだけは、しかし、しっかりと取り組んでいただくことが、将来の日本農業に大きな未来があるもの、私はこのように期待をいたしておるところでございますので、今後とも圃場整備事業の推進に向けて、最大の努力をしていただくようお願いを申し上げておきたいと思っております。

平成二十六年以降、農地中間管理機構を通して、農業の振興、発展、成長産業化を目指して取り組み、活動してこられました。私も、もちろん一定の評価はいたしておるところでございます。

しかし、農地中間管理事業の推進に関する法律にのっとり活動はしてきたものの、五年間実際の活動に比べて、万全と思っていた法律も、実際の活動に伴って気づく点、また、教えられる点、学ぶ点が出てくるのは当然のことだと思っております。そのような観点から、今回、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案を提案されたもの、このように理解をいたしております。

そこで、大きく四つについて改正するとされており、第一点については、農業委員会の役割を法的に明確にするということであり、

地域の方々の農業委員の皆様に対する信頼というのは大変絶大なものがありますから、農業委員の方々に御協力していただくということは、事業推進に大きな成果が上がるものと確信をいたしております。

ところが、平成二十八年の農業委員会法の改正によって、農業委員の皆様も自分たちの役割について明確に承知されていなかった面が多々あったように思われますので、役割を明確にして周知することが事業推進に当たっては肝心ななめなことだと思っております。そして、忘れてならないことは、

日々、農家の皆様と寄り添いながら、地域、農業振興、発展のために活動をしているJ.A.の存在であらうと思っております。

次に、第二、第三についても、仕組みの改善を図り、また、円滑化事業を中間管理事業に一体化する等、簡素化して、利用する側が理解しやすいように改正することは、事業推進に当たってはなお一層効果を発揮できるもの、このように考えております。加えて、青年等就農資金について償還期限を延長することは、青年農業者が余裕を持って十二分に営農計画を立てることができるよう、農業後継者の育成にも大きく寄与するもの、このように考えております。

そのような中で、農業委員会、J.A.始め、地域の皆様と一体となつて取り組み、活動することが、なお一層事業の成果が上がるものと確信いたしております。

今回のそれぞれの改正によって、どのような成果を目指し、期待するとともに、国策である全農地の八〇％を担い手農業者が耕作できる体制、すなわち、私が申し上げる圃場整備率八〇％達成がいつごろまでに整備できる予定か、お伺いをしたいと思っております。

○大澤政府参考人 お答えいたします。

今回の改正の内容等々あるいは狙いにつきましては、既に先生の方から簡潔にまとめていただいておりますけれども、改めて政府の立場として御説明を申し上げます。

まず、今回の改正につきましては、現場の方々との徹底的な意見交換、こういうことをさせていたいただきました。それは、実施主体であります機構の理事長なり役員の方、職員の方だけではなくて、やはり現場で実際に農地利用の集積を行っていただいておられますいろいろな方々、市町村の方々、J.A.の方々、農業委員会の方々等々と積極的な話し合いを行ってきたわけでございます。

その際、農地利用をもっと進めるためには、まず、やはり地域の話し合いがもう少し活性化するようにもう一度手を打つべきじゃないかという意見

が多かったわけでございます。その中で、やはりマンパワーの不足、市町村の職員が少ないということに鑑みて、マンパワーの不足という問題も指摘されました。

他方で、農業委員会につきましては、改正後、推進委員等、新しい仕組みも入れられたわけでございまして、何分にも、法律上の理念として、進めるべき仕事というのは農地利用の最適化ということでありまして、非常に抽象的な言葉であるということ、それぞれの措置、例えば、この中間管理事業法の二十六条に国会の修正により位置づけられました人・農地プランについては、農業委員会というものの役割が明確になっていなかったということもあります。

そういうこともありまして、昨年の十一月八日には、全国農業会議所より、見直しに当たつての要望の中に、人・農地プランの実質化の検討に当たつては、まず市町村が農業委員会、農協等地域の関係者を糾合して責任を持って取り扱うことを明確にすること、その上で、農業委員会の位置づけ、役割等を法令上明確にすること等々の要請が出されております。

こういうものを受けまして、関係者が一体となつて、農業委員会も含んで人・農地プランをつくるということが、まず、担い手への農地利用の集積、集約化の第一歩だろうという考えでございました。

それから、円滑化団体につきましても、これは統計をつぶさに見ますとともに、活発なお活動を行つておられる方々と、私も直接各地に出張に赴きまして意見交換をさせていただきました。

あるいは、担い手の意見も聞かせていただきました。担い手の意見は、二つの機関がいろいろあると、農地はある意味で地続きなのに、ここまでは円滑化団体の取り扱っている場所、ここからは農地バンクとなると、非常に担い手の活動が広域化する中で、なかなか、集積、集約化に持つていくのに、やはりいろいろなところに相談しなきゃいけないという問題点もあるなということが言わ

れました。

他方で、円滑化団体につきましては、全般的には農地バンクへの移行が進んでおりますけれども、一部の、大体五県ぐらいだと思っております。も、地域、県におきましては、特色のある取組を行つておりました。ブロックローテーションを契機として農地集積に取り組む、あるいは、これは北海道でございますけれども、北海道の特性であります所有権の移転をしつかりやることの中で、農地バンクもうまく使いながら取り組むといううなこともございました。

こういうところで意見交換を重ねまして、何とか、担い手のためには農地のリストというのとは一体化する、それから、関係者が、担い手にとつて使いやすいように、全体が統合一体化された形で農地利用関係の調整のサービスを行う、こういうことが大事ではないかというふうに考えるに至りました。関係団体からも、そういう統合、円滑化を前提としたさまざまな提案もいただきました。そういうことを踏まえながら今回の案はつくつてきたつもりでございます。

そういうことで、これらの措置をいろいろ組み合わせて、全体で関係者が一体となつて進むようになりますと、今までの農地集積が更に加速化されるというふうに我々は考えております。あるいは、農地バンクの手続の簡素化もいたしました。

それらの措置を総合的に取り組むことによりまして、今、目標期限は二〇二三年に設定されておりますので、我々どもとしては、この二〇二三年の目標期限までの集積目標達成、これについて努力してまいりたいというふうに考えてございます。

○加藤(寛)委員 それぞれの改正を図るに当たつて、所期の目的である二〇二三年までの目標達成をぜひに達成できるように最大の努力をさせていただきたいということをお願いを申し上げておきたいと思っております。

それと、なぜ私が圃場整備事業にこだわるかといえ、先ほど申し上げましたように、担い手農

家が全農地の八〇％を耕作できるためには、八〇％の圃場の整備が不可欠であるという確信を持つておるからであります。

統計によると、農業人口は、平成十二年には三百八十九万人だったのが、平成二十九年には百八十二万人ということで、約二十年で半減をしておるわけですね。また、今後は十年間で半減するであろうと推測されております。

国策で、二〇二三年までに全農地四百五十万ヘクタールの八〇％を担い手が耕作する目標を目指しております。この目標が達成できれば、我が国の農業は飛躍的な振興、発展を遂げるものと私は確信と期待をいたしております。

しかしながら、農業人口が減る中で、農業をする人がほとんどなくなつてから圃場整備を完成しても何の意味もないというか、目的に大きくずれてくるのではないかなという思いがしてならないわけです。

そういうことから、ぜひとも、この国策である全農地の八〇％を担い手が耕作する目標を実現をしていただきたいと思ひます。

このことが、これもまた国策である地方創生に大きく寄与できるもの、このように理解をいたしております。

例えば、実例として、私の地元雲仙市八斗木地区では、ブランド品として八斗木ネギの栽培が盛んであります。

この地域は、急傾斜地で、狭い農地が課題でありました。ところが、平成二十三年から平成二十九年にかけて、四十二ヘクタールの圃場整備と畑地かんがい整備を行い、大型収穫機械導入等により作業効率化が進み、加えて、生産コストを低減することができた結果、転作によるニンジン、ブロッコリーの作付も可能となりました。そしてまた、平成二十三年当時と比べて、平成二十九年には、地区全体の作付率が一・七倍に上昇して、担い手農業所得が三・四倍に増加することができました。

結果として、若手後継者が増加し、同地区に小

学校の児童数も増加した件等が評価されて、平成三十年度の農業整備地区コンクールにおいて、八斗木地区が吉川農林水産大臣賞を受賞した次第であります。

また、もう一つ、鳥原市の三倉原地区においても、私が県議時代、三十年以上前から、圃場整備の必要性について地域の皆様に訴えてまいりました。

このことのきっかけは、地域の皆様から、自分の、その人の息子に嫁に来る人がいないのでどうかしてくれという相談を、切実な相談を受けたときでありました。私が答えたのは、農地の圃場整備を進めて、集積、集約を図ることにより機械化を促進し、農地の規模拡大を図ることにより農業収入の増大をすることができると、また、若い嫁さんの仕事は子育てと家事だけを担ってもらえばよいようになるから、必ず息子さんの嫁さんを見つかりますよと答えてやりました。

しかし、しばらくはなかなか理解してもらえなかったのも事実でした。それでも、十年以上、会う人会う人に繰り返し言い続けた結果、ようやく一部の人が理解を示した場所から圃場整備に取り組み、完成した農地の効用、結果を見て、今や、我よ先にと圃場整備の希望者が続出しているのが現状であります。現在、六〇％の完成状況だと思ひますが、全体が完成しますと三百五十ヘクタール余の農地に完成します。

現在は、農家に嫁ぐ花嫁さんが増加して、農業者も農業後継者も育ち、必然的に、子供も誕生して、出生率も向上しております。しかし、圃場整備事業開始当時、平成十五年ごろは鳥原市の出生率は一・五五でありましたのが、平成二十二年には一・八三と上昇して、また、平成二十八年には二・〇七に出生率もぐんと上昇しておるのが現状です。まさに、圃場整備率の上昇に比例して出生率も上昇するという好結果が生まれております。また、その地域の市立公園、市立幼稚園も、平成十四年ころには子供が一桁台まで減少して、廃園にするまで市当局は検討したそうですが、現

在は園児も相当ふえて、子供たちの声でにぎわつておるのが現状であります。このことは、我が国最大の国難である少子化対策にもつながり、ひいては国策である地方創生にも大きく寄与するものと思ひます。

このように、農地中間管理事業を通じて、農業の基本である圃場整備の事業推進に果たす農地バンクの役割は大変大きなものがあると同時に、圃場整備された優良農地は、少子化対策、地方創生、耕作放棄地の解消と、一石二鳥にも三鳥にもなります。そこで、一日も早く圃場整備の目標達成を果たし、我が国の農業の未来に光を与えていただきたいという願ひであります。

最後に、大臣の御所見をお伺いをいたしたいと思ひます。

○吉川国務大臣 農協の組合長も御経験をされた加藤先生の農地バンクに対する思いを、見識をお聞かせをいただきました。

本法案は、平成二十六年に活動を開始した農地バンクについて、法施行後五年が経過をしたところで、更に事業を加速化するための見直しを行うものでございます。

見直しのポイントでありますけれども、農地バンクと、JA、農業委員会などで、地域でコーディネーター役を担ってきた組織との連携を強め、一体となつて、中山間地域を含め、農地集約化のための地域の話し合いを推進していこうとすることでございます。

農業者の人口減少、高齢化が進む中で、これから農業を担っていく方が存分に農業経営を行う環境をつくっていくことは喫緊の課題でもございます。法律と予算措置とが相まって、担い手へのさらなる農地の集積、集約化に向け、関係者が一体となつて取り組んでまいりたいと思ひます。

今後とも、加藤先生の御支援、御指導も心からお願ひを申し上げる次第であります。

○加藤(寛)委員 ありがとうございます。

以上で質問を終わります。

○稲津委員 おはようございます。公明党の稲津久でございます。

きょうは、まず、農地中間管理事業改正法に關しての質問の前に、大変恐縮ですが、大臣に、大変重要なことでもございますので、お伺いをさせていただきますと思ひます。

まず一点目ですが、韓国における水産物輸入禁止措置の、いわゆるWTO上級委員会の一審の判断を破棄されたという、この問題について大臣の所見をお伺いしておきたいと思ひますけれども、これは、もう御存じのとおり、先般、WTOの紛争処理の、二審に当たるといふんですか、上級委員会におきまして、韓国による福島など日本の八県の水産物の輸入禁止措置、これを不当とした一審の紛争処理小委員会、これはパネルと言つていますが、この判断を破棄したということでございます。

言うなれば、日本がここで一審とは違う判断をされて敗訴をしたということになると思ふんですが、大臣は、十二日の記者会見で、食品の安全性は否定されていない、こういう御見解をされました。私も全く同感でございます。このパネルの判断は、WTOの検閲関連の協定の解釈に誤りがあるんだ、こういう指摘でありまして、韓国の措置が協定に整合的であると認められたわけではないというふうに通つております。

そこで、改めて大臣にお伺いしたいと思ひますけれども、見解と、それから今後の対応について。既に、もちろん記者会見で発表されておりますけれども、私が特に関心があるのは、やはり一番不安に思つてゐる福島などの八県の関係者の方々にもしっかりと安心していただく、あるいは、大臣として、今後も引き続き、韓国との関係について、この輸入規制の態度をしっかりと改めていただくということを強く申し上げていただければ、こう思つておりますので、大臣の見解をお伺いします。

○吉川国務大臣 四月十二日に公表されましたWTO上級委員会報告書でありますけれども、韓国

の輸入規制措置が、日本産水産物等を恣意的又は不当に差別していること、必要以上に貿易制限的なものであることを認定したパネル報告書の判断を取り消したところと承知をいたしております。韓国の措置が協定整合的であると認められたわけではございませんけれども、我が国の主張が認められなかったことは、復興に向けて努力されてきた被災者の皆様のことを思いますと、まことに遺憾であると考えております。

一方、日本産食品は科学的に安全でありまして、韓国が定める安全性の数値基準を十分クリアできるものであるとの第一審の事実認定は維持されているところでもございます。このため、輸入規制を継続している国・地域に対しては、我が国では、出荷規制により基準値を超過する食品は流通させない体制を構築しまして、徹底したモニタリングも行っていることを改めて伝えつつ、引き続き輸入規制の撤廃、緩和を求めてまいりたいと存じております。

さらに、今回の決定を受けまして、韓国を始め、他の国・地域の輸入規制の撤廃にどのように取り組むのかということをお話をさせていただきたいと思っております。政府といたしましては、日本産の農林水産物、食品に対する輸入規制措置全体の撤廃を目指すという立場のもと、規制撤廃に向けた粘り強い交渉を行ってまいりました。

その結果、事故後、五十四の国・地域において規制がかけられておりましたけれども、これまで三十一カ国・地域で規制が撤廃されました。規制の残る二十三の国・地域のうち、二十一の国・地域で規制が緩和されたところでございますが、第一審による食品安全にかかわる事実認定は上級委員会において取り消されていなかったため、輸入規制を継続している他の国・地域に対しても、我が国が行っている安全管理に関する措置によりまして基準値を超える食品が流通することはないことを改めて伝えつつ、引き続き輸入規制の撤廃、緩和にしっかりと取り組んでまいりたいと存じます。

○稲津委員 ありがとうございます。

我が国はしっかりと、完全にモニタリングをして、当然、基準値を超えたものについては一切流通させていないんだという、正しい、もう本当に真つ当なことをしているわけで、このことを引き続き粘り強く韓国政府、また関係者に伝えていくしかないんですけれども、ぜひ、大変御苦労かと思ひますが、その姿勢をしっかりと堅持していただき、また粘り強く対応していただきたい、このことを申し上げておきたいと思ひます。

もう一点、これも大変重要なことでございますのでお伺いをさせていただきたいと思ひます。が、先般の十四日に北京で開かれた日中間協議のハイレベル経済対話、このことに関してお伺いしておきたいと思ひます。

大臣も御同席ということをお伺いしておりますので、このことについて触れさせていただきます。何が確認されたか。これは報道等でもありますが、動物衛生及び検疫協定、その締結に向けて、中国政府と実質合意がされたということでございます。これは大変大きなことだと思っております。

そうすると、今後、日本産の牛肉、豚肉の輸入は今中国は禁止していますけれども、その解禁に向けて大きな道筋が開ける、そういうことに直結していくということで、関係者の方々の関心も非常に高いと思っております。

これはもう御存じのとおり、いわゆる二〇〇一年に発生した我が国でのBSE、これが発端となつて、以来、日本産の牛肉は中国においては輸入禁止になっているということ、豚肉も同じような状況で輸入できないことになっておりますが、私は、今回、このことについてどのような協議が行われたかということをお伺い、確認しておきたいことと、先ほど申しましたように、検疫協定の締結を実質合意をしたということになりますと、やはり一日も早く、特に、まずは牛肉になる

と思ひますけれども、この輸出を実現したい、こう思うところがございます。ぜひ大臣の御決意というか、この協議に臨まれたときのことを含めて所見を伺いたいと思ひます。

できれば、なかなかここで明言するのは難しいことは承知しておりますが、今後のスケジュールの基本的な考え方について、できればこのことについても触れさせていただければと思ひます。で、御答弁のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○吉川国務大臣 日中ハイレベル経済対話におきましては、日本産牛肉等の中国への輸出解禁に向けた重要なステップとなると承知をいたしております。

動物衛生検疫協定の実質合意を歓迎をし、同協定の早期締結に向けて連携していくことも確認をさせていただきます。

このほか、私から、日本産牛肉の輸出が早期に実現するように、口蹄疫やBSEに関する輸入解禁令の公告を始め、各種の手續を円滑に進めていただくことを要請もさせていただきました。これに加えて、日本産食品に対する輸入規制の撤廃、緩和を強く要請したところでもございます。

さらに、中国向けの牛肉及び豚肉の輸出についてでありますけれども、日本産牛肉や豚肉の輸出再開に向けて、その重要なステップであります。日・中動物衛生及び検疫協定について、今般、日中双方で実質合意に至ったことを確認をまずさせていただきます。今後は、外務省とともに、この早期の署名、締結に向けた作業を進めていくということになります。

日本産牛肉の輸出の解禁に当たりましては、まず、中国側による口蹄疫、BSEに関する解禁令の公告が必要になってまいります。このことも強く求めさせていただきます。

厚生労働省が担当となります食品安全システムの評価も必要になります。輸出のための家畜衛生条件の設定、そして輸出施設の認定及び登録が必要となるところでございます。引き続き、関係省庁で、今申し上げましたけれども、

ども、外務省、厚生労働省とも連携をとりながら、早期の輸出再開に努めてまいりたいと存じます。

○稲津委員 ありがとうございます。

今回の実質合意というのは、これはもう我が国だけではなくて、中国側にとっても大変実質的な利益があると思っております。そういう意味でも、ぜひこれをしっかりと進めていただいで、今後、日中の輸出入についての流れをぜひ大臣のもとでつくっていただきたい、このように思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは次に、農地中間管理事業法の改正について順次お伺いしてまいります。まず一点目は、農地利用集積円滑化団体の実績についてというところでお伺いをさせていただきますというふうに思ひます。

先ほどの御質問にもありましたけれども、先日、これは報道の中でございますけれども、野党の皆さんから、農地中間管理機構の見直し法案に対しての修正案の検討がなされているということを確認をいたしました。

この野党の皆さんの修正案の報道を見ておりますと、現在農地バンクが借り受けて転貸している農地をどのようにしていくのか、こういうことが、どう検討されていたのかは承知はしておりますが、そのところが少し見えてこないわけでございます。

これは、実は先日、私、この席に立つて質問させてもらいました。それは、この円滑化団体と農地バンクの統合の意義についてお伺いしたところでございます。そのテーマと大変リンクしますので、私も非常に関心のあるところなのでお伺いしておきたいと思ひます。

現在農地バンクが担っている農地の中間管理の業務を、例えばJAなどの円滑化団体の皆さんに担っていただくことが実際可能なかどうかという点とあります。もちろん、可能なところとそうでないところがあるとは思ひますけれども、そのことを踏まえた上で農水省にお伺いしますけれども、

も、現在の円滑化団体のうち、農地の貸し借りに関する直近の実績がないところ、あるいはその実績がほとんど見受けられないところ、これがどの程度あるのか、この点について確認をさせていただきたいと思ひます。

○大澤政府参考人 お答えいたします。

全国で、現在、農地利用集積円滑化団体は千七百七十四団体でございます。これは平成二十九年度末の数字でございます。

そのうち、平成二十九年度中に利用権設定の実績が全くない団体が八百四十八団体、これは千七百七十四団体中の七二・二％でございます。

それから、再設定を除く利用権設定が十ヘクタール未満、新規の設定が十ヘクタール未満というもので、こういうのを見ますと、八百八十五団体、全体の一五・八％に上っております。

この八百四十八団体と八百八十五団体を足しますと、円滑化団体のうち、実績がない又は実績が乏しいと考えられる団体は、全体の約九割を占めているところでございます。

○稲津委員 今局長から御答弁いただきましたが、私、今しつかり書きました。平成二十九年度の段階で、千七百七十四団体のうち、実績がないところが八百四十八団体、七二・二％。そして、新規のところ、いわゆる十ヘクタール未満、これは八百八十五団体ということで一五・八％。全体として、なし、あるいはほとんどないところと九割だということ。したがって、なかなか、農地バンクのかわりの受皿になるのが本場に現実的なのかどうかということだと思ひます。

もちろん、私もこれは承知してありますけれども、これまでも実績があつて、体制が整っている一部の円滑化団体、ここでももちろん可能であると思ひます。しかし、こうした体制を新たに構築をして、そして進めていくとなると、これは現実の問題として、JAなどに大変大きな負担がかかってくるだろうということなんです。したがって、果たして、現場のさまざまな声をしつかり聞いた上でこうした議論がなされるかどうか、ここ

が大事なポイントだと私は思っています。

したがって、こういうことが前提であれば、なかなかこの修正案というのは難しいことになってくるのかなと思ひますが、そういうことを言わざるを得ないということをあえて申し上げておきたいというふうに思ひます。

次に移ります。次は、担い手による農地の利用の広域化ということでございます。

私の住んでいる地域等におきましても、市町村を超えて農地を借りる、そういう農家の方々もふえてまいりました。

今回のこの改正法の中にも、二以上の市町村の区域内において農業経営を営む農業者の農業経営改善計画について、農林水産大臣又は都道府県知事が認定事務の処理を行うこととすること、こうなっております。要するに、今、担い手による農地利用の広域化が進んでいるという状況の中で、複数の市町村にまたがって農業経営を行う農家の方々、こうしたいわゆる農地利用の広域化がどう進んでいるのかということ。

それから、こうした担い手の方を、今後どういう位置づけで農水省として考えていくのか。当然、そこがふえてくるとなると、そういう広域化する中で、担い手の方々に対しても、しっかりとした応援をしていかなければならないというふうに思ひます。

そうしたことを踏まえた上での所見を伺いたいと思ひます。

○大澤政府参考人 お答えいたします。

御指摘のとおり、今回の改正案に、広域で活動する担い手の活動範囲に即して、国、県の新しい認定制度ということを考えているところでございますけれども、これは、全国農業法人協会を中心とした担い手の方々の長年にわたる切なる要望を具体化したものでございます。

そういう方々の、なぜそういう要望をしているかといいますと、複数の市町村で農業経営を営んでいきますと、認定自体は今現在のところ市町村ごとの認定ということになりますので、いずれに

しろ、地続きであつてもそれぞれの市町村に認定申請を別々に行わなきゃいけないということで、申請が複数あつて煩わしいということに加えまして、やはり、自分の生まれたところ以外の市町村では、どんなに隣町で大きな農業をやつていても、新しいところの市町村では全くの新規参入者というふうなふうな扱われてしまうというふうな問題点が、非常に、そういう担い手の方々から指摘されていたわけでございます。

市町村にとつても、やはり、今回のテーマの一つとして、市町村の農林関係職員の削減が非常に大きく行われているということが背景としてございますが、市町村にとつても、認定の可否を判断するためには、認定農業者という人を判断するときには、所得がどのくらいあるかというのを見なきゃいけないですけれども、その所得のよりどころとなると、隣の農地から出てくるということや、隣の町まで行つて本場に調査をするのかというふうなことで、そういう情報を求めるということと、事務が煩雑になつてきているというふうな問題点もございましたので、こういう複数の市町村では認定は一方所という考え方のもとで、県内で複数の市町村の場合は都道府県、それから、県をまたがって複数の市町村の場合は国がある意味で市町村の認定事務をかわつて取り扱うというふうにしたわけでございます。

こういう新しい認定の仕方を受けた認定者の位置づけでございますけれども、私どもとしては、やはり、地域で頑張っておられる認定農業者、これはこれで大事なことだと思つておりまして、引き続き必要な支援は行つてまいりたいと思ひますけれども、広域で認定される方々、これも、今回の認定で手続を少し緩和したり、あるいは人・農地プランの中でも、適切に、農地バンク等が、新しい出し手がいるというときに、そこに担い手がいない場合にはあつせんをすとか、地域の活動範囲に即したサポートの仕方というのを今後考えてまいりたいと思ひますが、基本は担い手は担い手ということで、どちらも重要ですけども、

その活動範囲に応じて支援の仕方を考えたいということでございます。

○稲津委員 私、先ほどの質問の中でも申し上げましたけれども、実際のニーズとしてこういうことがあつて、そういう状況がふえてきているということ。そこで、今回の改正に沿つて、そうした手続が簡素化される、あるいは、一つの自治体や農業委員会が把握できないことも統合してやつていけるということになりますので、ぜひこの改正を有効なものにしていただきたいというふうに思ひます。

次に、荒廃農地における担い手対策についてというところで伺ひたいと思ひます。

現在、相続未登記農地及びそのおそれのある農地は全農地の約二割、九十三万ヘクタール余りとされておりますが、そのうち、いわゆる遊休農地は五・四万ヘクタールで、共有者が判明していないものの中で、知事裁定により農地中間管理機構を通じて貸し出す仕組み、これが、昨年の法改正、十一月の十六日に施行されましたが、このことによつて、現在のところは十六市町村で実施されているということです。

この数字が多いか少ないかというのは、十六だけ見ると少ないんですけども、ただ、昨年の十一月十六日施行ですから、そう見ると、これからこれは少しふえてくるのは間違いないと思つていますが、今後の推進に期待がされるところでございます。

そこで、以下伺ひますけれども、まず、再生可能な荒廃農地を担い手に結びつけていくことが私は重要であると思つておりますが、このうち、権利設定することが難しい所有者不明農地についての対策についてはどうなっているのか、伺ひたいと思ひます。

○大澤政府参考人 再生可能な荒廃農地につきましては、やはり所有者不明農地であつても、農地バンクが間に入つて、周辺農地とあわせて基盤整備などの条件整備を行う中で、円滑に担い手に結びつけていくことが必要だということに考えてご

ざいます。

現在、先生御指摘のとおり、農地法上の知事裁定の仕組みがございすけれども、先生御指摘の実績は改正前の実績でございまして、改正内容によりまして、昨年十一月に施行しました農地法等の改正によりましては、手続を簡素化するとともに、設定できる利用権の範囲を五年から二十年に延長したところでございす。探索の範囲の限定は、登記名義人の配偶者と子までという形で明確化しておりますので、それまではいろいろなところに追求をしていかなきゃいけなかったことをもう少し簡素化したということでございすので、もう少し利用範囲は広がってくるのではないかなというふうに思っております。

なお、この所有者不明の中には、遊休農地もそうなんですけれども、所有者が一人でもわかっていれば、新しく制度を別に設けて、探索、公示手続を経た上で、知事裁定によらずに農地バンクに貸し付ける制度というのを創設されましたので、こちらの制度もあわせて使っていきながら、こういう所有者不明農地について対策を講じていきたいというふうに考えてございす。

○稲津委員 ありがとうございます。

そこで、今度は逆のことを聞きますけれども、再生可能な荒廃農地のうち、所有者がわかっていない農地について、どのように担い手に結びつけていくのかということについて、今、一人でもいればということでお話ありましたけれども、もう少しこを掘り下げて、その対策等について触れていただきたいと思います。

○濱村大臣政務官 再生可能な荒廃農地の所有者は、自分では積極的に耕作する意思はありませんけれども、かわって耕作してくれる人も見つからず、困っておられる方が大変多いと思われす。このため、今後は、人・農地プランの実質化に向けて、地域の話合いの中で、このような荒廃農地の所有者の悩みを地域全体で課題としてしっかりと位置づけた上で、その解決方向を探っていくということとしたいと考えております。

その際、地域の合意形成を実現する観点から、中山間地域における機構集積協力金の要件緩和や、農地バンクと組み合わせる農地耕作条件改善事業に取り組み場合の農業者負担の軽減等を今回措置しております。これらの活用も促してまいりたいと考えております。

農地バンクにおきましても、これらの取組を農地所有者等に積極的に働きかけていくことによつて、荒廃農地も含めた地域の農地が担い手に結びついていくように取組を進めてまいりたいと考えております。

○稲津委員 今、局長と政務官の答弁で、大体、荒廃農地の中で、何とかこれからも、再生可能なものについて、所有者が不明だとかあるいはわかっていて、所有者が不明だとしても、その取組がこれからある意味しっかりと行けるという可能性については、今しっかりと把握できたと思ひます。

そして、その上でもう一つ聞いておきたいんですけれども、再生利用が困難な荒廃農地、このことについてお伺いしたいと思ひます。

農地の再生といつても、実際には、例えば、雑木が生い茂つていたりとか、それから、条件が非常に厳しくて田畑に復元すること自体が難しい、物理的に難しい、こうした荒廃農地については、やはりしっかりと切り分けて位置づけすべきだろう、こう思つています。再生利用が困難な荒廃農地については、私も、これは、これは農地ということであえてそう設定するんじゃないくて、むしろ林地として再生、利活用を図っていくべきじゃないか。

実際に、いろいろな広葉樹等々、国産材については十分供給されていらない、こういう御意見も関係者から多数寄せられていることから、林地としての再生利用のことを考えていく、その意味で、実例と対策の方向性についてお伺いしておきたいと思ひます。

○牧元政府参考人 お答え申し上げます。農業上の利用が見込みがたい荒廃農地でござい

まして、林地としては利用が見込まれるというものは、これはたくさんあるのではないかとこのように思つていところでございす。

このため、農林水産省といたしましては、森林として管理、活用を図ることが適当な荒廃農地につきまして、森林としての利用に向けた調査でございすとか、あるいは早生樹等の実証的な植栽等に取り組むこととしていところでございす。

荒廃農地を実際に林地として活用する事例というのものも出てきておりまして、例えば、熊本県におきましては、かつて水田でございましてところを林地に転用いたしまして、成長が早く家具等の材料として期待されるセンダン、これは早生樹として期待されております広葉樹でございすけれども、こういうものを植栽した事例があるということも承知をしていところでございす。

こうした取組に対して、森林整備事業において造林、間伐等に対する支援を実施しておりますほか、三十一年度からは、成長が早く造林、保育の省力化につながる早生樹種を荒廃農地等にモデル的に植栽する取組への支援というものを新たに開始をしたところでございす。

これらの取組によりまして、荒廃農地の状況を踏まえつつ、林地としての再生利用というものについて図つてまいりたいと考えております。

○稲津委員 時間が参りましたのでこれで終わりますが、最後の御答弁は大変大事なことで思つています。環境保全、あるいはまた鳥獣対策の緩衝地域としても、そうしたことも十分考えていけますので、御検討いただきたいと思います。

終わります。

○武藤委員長 次に、田村貴昭君。

○田村(貴)委員 日本共産党の田村貴昭です。

前回に引き続き、農地中間管理事業法の一部改正案について質問をします。

昨年十一月の規制改革推進会議農林ワーキング・グループの会議では、農水省は次のように法案に関する説明をしています。

転貸面積が二三年間で極端に下がっている、今まで農地集積、集約化の機運が以前からあった平場については平成二十七年でほぼ一段落している、機構と地域とのつながりが少し弱い、農地バンク事業の手続等に関する不満が多い、機構に貸したくても機構が借りてくれないなどと説明しているわけでありす。これは去年の話でありす。だから地域の話し合いを重視する、人・農地プランを重視するんだという話でありす。

しかし、こうした問題点というのは、機構をつくる段階から、創設当初から指摘されてきたものではありせんか。なぜ今さらこんな指摘をするんでしょうか。お答えいただきたいと思ひます。

○小里副大臣 地域の話合いに基づく人・農地プラン、これは平成二十四年に開始をされまして、平成二十六年の機構法制定時に、農地バンク事業の円滑な推進を図るための手段として法的に位置づけられたところであります。

現在、九割以上の市町村、千五百八十七市町村において約一万五千のプランが作成されておりますが、プランの中には、農地の出し手が記載されていないものが半数を占めるなど、地域の話合いに基づくものとは言いがたいものもあると認識をしていところであります。

このため、人・農地プランを真に話合いに基づくものにする観点から見直しをするものでありまして、すなわち、市町村、農業委員会など地域の関係者の参加のもとで地域の全体のアンケートをとった上で、これを地図に落とし込んで活用して、地域の話合いにおいて、農業者が地域の現況、将来の地域の課題を関係者で共有をし、今後の農地利用を担う経営体への農地の集約化に関する将来方針の作成につなげていこう、そういうものであります。

○田村(貴)委員 四年間やってみて、真の話合いがされていなかったと今副大臣はおっしゃったけれども、そうした問題点がいつぱい出てきたというんじゃないでしょうか。

二〇一三年五月三十日の規制改革会議、ここで

農水省は次のようなことを発言しています。個別の相対的な手法だけではなかなか農地流動化が加速化されない、そのような状況を解消するということが農地中間管理機構というものを構想した。この会議で、当時の奥原経営局長は、流動化した農地は相当に大規模な農場や企業がうまく利用しないと意味がない、こういうふうな発言されているわけですね。

こうした考え方というのはもう転換するということでしょうか。いかがですか。

○大澤政府参考人 お答えいたします。

先ほどの質問との関連でいきますと、まず、地域重視というのは、もちろん、国会でも人・農地プランを法定化していただいたということで、国会で修正のものを踏まえて我々は当然のように運用をしておりますので、地域重視ということは前々からの考え方であつたわけですが、その考え方は同じですけれども、その手法について、まだまだ改善すべき点があるということで、今回、地図をもつて全体の、地域の課題を見えるようにする、そういうような考え方をとっているわけでございます。

この話と、制定当初の規制改革会議での農林水産省の発言というのでもまた少し別の話でございます。農地バンクの、つくるという意義自体は、農地中間管理機構と申しておりますけれども、直接相対で貸し手と借り手が、出し手の人が出したい時期にやるということだけで終わってしまいますと、やはりどうしても分散錯雑という我が国特有の農地の保有形態というのは解消されないんじゃないかということがあって、一旦、一つの公的な機関であります農地バンクが借りて、それで徐々に集約化を進めていくということでございます。この相対的手法だけではなかなか流動化が加速されないということは今も同じ問題だと思つていまして、これは地域を重視するかどうかということとはひとまず別の問題だというふうに認識をしております。

それから、当時の担当局長などの発言というこ

とで、流動化した農地は相当に大規模な農場や企業がうまく利用しないと意味がないという御発言があつたという御指摘でございます。

我々も改めて当時の議事録を見させていただきましたけれども、その中で、これは、いろいろな例示、先生の御指摘のような例示をした中に、例えば新規就農者なんかも入れた上で、「要するにこれから本当に経営を発展させて、コストも下げていく、こういう方々のところに重点的に土地が集まりうまく利用されなければ意味がない」、こういうのが正確に引用するまゝでございます。そして、個々の大規模かどうかというよりも、コストを下げる、本当の意味で経営としてやっていく、そういう方に農地バンクを通じて担い手として育つていただくという意味でございます。この意味でも、我々、今回やっていることは変わらないというふうに考えてございます。

○田村(貴)委員 矛盾だと思つてます。改善するところがある、多々あるからこういう提案をされているんじゃないんですか。

それから、農地中間管理機構というのは、地域の話し合いで担い手を探して決めるようなやり方では外からの企業参入を阻害する、こういう発想から議論が始まっているわけでありまして、そういう考え方は改めないと今局長はおっしゃつて、一方では、地域の話し合いを重視する改正だと。私は、これは矛盾に満ちているというふうに思います。

もう一点。二〇一三年九月の農地中間管理機構の創設に関する規制改革会議の意見、この中で、借り主の選定について、公募は公平であるべきだとはしながら、担い手の規模拡大の取組を阻害するなど注文をつけた。農業委員会の法的関与は要しないべきだとか、農地利用集積円滑化団体は廃止も含め整理合理化すべきだとか、人・農地プランの法制化は適当でないだとか、プランを貸付先の決定にそのまま利用すべきではないなどとしたわけなんです。

今回の法改正に当たって、こういう点というのは、発想というのは改めるという理解でよろしい

んですか。

○大澤政府参考人 お答えいたします。

先生の御指摘の各種の御意見は、これは農林水産省の意見ではございませんで、規制改革会議の方々の個々の意見ということでございますので、それ自体については、私どもはコメントを差し控えさせていただきますかと思つております。

農林水産省として法律を運用していくということであれば、当然のことながら、最終的に法律化された農地バンクの仕組みが全てでございます。その中を見ますと、配分計画の原案は市町村も作成可能。そういう中で、必要に応じて市町村は農業委員会の意見も聞くということが、農地バンク法の十九条三項に規定されております。ですから、農業委員会の法的関与は要しないとすべきという意見はあつたかもしれませんが、今の最終の法律案では、今でもそういう位置づけは少なくともあるということでございます。

加えて、農地利用集積円滑化事業はもちろんだが併せてございまして、人・農地プランは国会の修正により法制化された、この制度をもとに我々は運用していただくわけでございます。

今回の考え方はどうかということでございますが、そういう全否定的な意見ではなくて、既に一部いろいろ加わつていたことについて、その後の運用実態を踏まえまして、やはりこれを改善するという観点から、農業委員会については、人・農地プランの作成の話し合いへの参画ということに法律上の根拠を与える、それから、円滑化団体については、全体の状況を見ながら、なお、ブロックローテーションなどの特色ある取組を行っている者については、市町村と同様に、農地バンクの配分計画の原案を作成できるということとした上で統合一体化するという考え方でございますので、我々としては、独自の現場の検証に基づきまして案を提出させていただいているということでございます。

なお、この改正案につきましては、規制改革会議にも我々の案として説明し、答申としてもはば

同じものが出ているところでございます。

○田村(貴)委員 官邸からの方針が丸ごと踏襲される流れにあるから、私はこういう指摘をしているわけでありまして。

今度の法改正に当たって、現場からは、じゃ、今までは一体何だったんだ、この数年間は何だったのかというような声が出ているわけでありまして。

資料をお配りしています。

円滑化団体の実績の推移、これを見たら一目瞭然であります。二〇一〇年度から順調に実績を伸ばしてきたんですけれども、二〇一三年度は五万四千八百八ヘクタールまで伸びてきました。機構の発足によつて、翌年度は一万七千四百四ヘクタールまで激減しているわけでありまして。

もう不要だと言いつつながら、言われながら、今さら、円滑化団体との連携が必要だと言われるわけですね。だから、一体何だったんだという声が出ているわけでありまして。

先ほどからの議論の中で、農地中間管理機構をもし廃止したら混乱が起きてしまうんじゃないかという御指摘があつていますが、既にもう混乱が起きていられるわけですね。そして、矛盾と不備が多過ぎて、それを補うための提案で更に混乱が深まってしまうのではないかと今度私に私に思ふわけでありまして。だから、これだけの修正の提案に至らざるを得なかったということじゃないでしょうか。

大臣にお伺いしたいと思います。

現場がやはり混乱してきた、こういう認識はございまして。それから、これまでのやり方がやはりまずかったということ、そのよくなかったという裏返しで今度の法改正につながっているというふうに私は思ふんですけれども、大臣、いかがでしょうか。

○吉川国務大臣 農林水産省といたしましては、当初から、農地バンクの配分計画の原案を市町村もつくることができることとするなど、都道府県段階に設置をする農地バンクと地域との連携も

図っていくという考えを持っていたところでもございます。

今回の見直しにおきましては、現場の声を踏まえながら、こうした考え方を更に進め、ブロックローテーションなどの特色ある取組を行っている円滑化団体につきましては、市町村と同様に、農地バンクの配分計画の原案を作成できることとしたしまして、これまでどおりの取組がそのまま農地バンクの取組となるようにし、農業委員会につきましては、人・農地プランの作成に向けた地域の話し合いへの参画に法律上の根拠を与えることによりまして、その活動を使いやすくする等の措置を講じたところでございます。

これらの措置につきましては、もちろん関係団体も納得の上で行うものでございまして、現場が混乱しているとは考えてはおりませんけれども、むしろ、農地バンクと地域とのつながりが強まって、現場段階でよりスムーズに集積、集約化が進むものと考えているところでもございます。

○田村貴委員 さあ、そうでしょうか。結局、円滑化団体の実績は取り込んでいきたいというような中身ではないかと思えます。

農業委員会のことについても質問します。利用状況報告の廃止に関して、都道府県への報告を廃止したとしても、担い手が機構から農地を借り受ける契約というのは解除条件付賃貸借契約でありますよね。解除条件を満たすかどうか、これについて、誰が確認して機構に連絡をするんでしょうか。

○大澤政府参考人 農地バンクは、権利設定を受けた者が農地を適正に利用していない場合や正當な理由なく利用状況の報告をしない場合には、賃貸借又は使用貸借を解除できることとされております。これは先生の御指摘のとおりでございます。

今回の見直しにおきましては、農地が適正に利用されているかどうかは農業委員会が年一回の利用状況調査で確認することとしておりまして、農業委員会において農地が適正に利用されていない

事例が発見された場合には、それを農地バンクに報告するということになります。これは農地法六条の二に基づくものでございます。

○田村貴委員 農業委員会に役割をしっかりと持ってもらいたいことでもあります。

ただ、この法律ができる段階のときに、各県の農業委員会組織が農地の借受けルールの策定、変更の際、都道府県農業会議の意見を聞く、この規定の導入を求めたんですけれども、政府はこの導入を拒否しました。それから、農地利用配分計画の原案策定の段階の中で農業委員会に意見を聞くという仕組みについても、義務規定にはしなかったわけでもあります。

農業委員会は、利用意向情報の提供、話し合いへの参加、位置づけが明確にされたと言われます。しかし、法的関与は不要と言っているわけですから、公選制まで廃止されてしまったわけでもあります。しかし、情報は出してくださいますよ、そして地域で話し合い、しっかりとコーディネートしてくださいますよ、今言った機構に対しての役割もちゃんと持たせていく、仕事もふやしていくということなんです。

一体、政府、農林水産省は、農業委員会を、この機構法の中でどういう位置づけを持っているのか、これについて伺いたいと思います。単なる機構の下請機関として位置づけているのか、それとも、ちゃんと法的関与も含めて、権限を持つてもらってしっかりとやってもらうのか、そこについて答弁していただきたいと思えます。いかがですか。

○大澤政府参考人 お答えいたします。

農業委員会の位置づけにつきましては、これも全国農業会議所の要望を受けて、人・農地プランの根拠規定であります二十六条に三項として位置づけたわけでございます。

これにつきましては、人・農地プランでございますので、人・農地プラン自身は農地バンク法の、根拠法に位置づけられてはおりますけれども、機構という名前が人・農地プランの中に、逆に明示的にはつきりと主体として出てくるわけで

ございます。あくまで市町村が農業者の協議の場をつくり、それを取りまとめるということがまずあって、その中で利用権設定等の機運が出てきたときには農地バンクが出てくる、こういうたてづけになっているというふうに理解しております。

そういう中で人・農地プランの会議への参加などの協力の農業委員会の位置づけでございますので、我々としては、農業委員さんあるいは農地利用最適化推進委員さんがその会議の場でコーディネート役を担っていただき、市町村と協力しながらコーディネート役を担っていただけて、地域の話し合いを実質的に活性化させていただくモーターとなつていただくことを期待しております。

○田村貴委員 円滑化団体にも、それから農業委員会にも頑張ってもらいたいという理解でよろしいんですね、はい。そうしたら、改める点はたくさん出てくると思えますよ。

目標値についても伺いたいなと思っております。

耕地面積に占める担い手の割合、集積率を八割に引き上げていく。前回、私の質問では、これはKPIだというふうに答弁されました。ところが、耕地面積が減少になっている、年々減少になっている、分母が減っているから、そうしたら集積率は上がるじゃないか、こういう矛盾のもとで集積率のカウントをされているといった問題も前回させていただきました。

おさらいですけれども、前回、私、資料も配りましたが、集積の目標面積、二〇一四年当時の耕地面積が四百五十四万ヘクタールと公表されています、これを基準とした場合、八割となると三百六十三万ヘクタールになりますけれども、計算上はこうなりますよね。いかがですか、局長。

○大澤政府参考人 私どもとしては、二〇一四年当時の耕作面積を基準として考えておりませんので、計算すれば、それは皆さん計算されればよろしいかと思えますけれども、政府としては、過去の一時点を捉えた数値目標として設定しているも

のではございません。

○田村貴委員 過去の一時点を起点としていないと。

資料を配らせていただきました。

これは、農林水産省が全国にも示している数字であります。年間集積目標面積、赤枠で囲っていますね、四十七都道府県別に。この数字は、試算の仕方、積算の仕方は下に書いているとおりでありますけれども、農林水産省の側から都道府県の方に、こういった年間目標を持ってやられたらどうですかという数字であります。

これに対して、右端の方に、過去四年間の集積増加面積というのがございます。四倍になつていかなければいけないというところでありましてけれども、全体では一・八倍。都道府県別に見てみますと、いろいろ差はあるんですけれども、目標八割、ここには到底及ばないといった状況にあるのは間違いないといったところであります。

これまでの取組の中で、政府がKPIとして目標値を持って、そしてこれを検証していくという流れの中であつて、この数字というのはやはりシビアに見ていかなければいけないんじゃないですか。達成できるんですか、本当に。

地域で話し合いを重視すると言われました。それは本当に結構なことだと思います。これは大事なことだと思います。そして、さまざまな改善点を挙げられたということについても、これは当然のことだというふうに思っています。

しかし、耕地面積に占める担い手の割合というやり方をもつて目標値を持つていくならば、どんな耕作放棄地はふえていて、耕地面積は減っているわけですから、おのずとこれは矛盾に差し迫るというような状況なんです。

これは、どうなんですかね、目標達成できるんですか。改めて伺います。

○大澤政府参考人 お答えいたします。

現在の担い手への農地面積の集積状況から見ますと、現在五五・二％でございますので、二〇二三年に目標を達成するためには相当集積を加速し

なければいけないという問題意識は強く持つてい
るところでございます。

他方で、現在の農業人口の高齢化、減少の度合
い等を見ますと、やはり今後、農地は加速度的に
出てくる、担い手を探している農地が出てくる
というふうに考えてございます。

そうした中で、やはり、目標について、八割は
難しいから少し違うものにしなうという
ことを出すと、逆に、担い手の方に集めなさいけ
ないというニーズが非常に高くなっているときに目
標を下げるということを仮にするとしますと、現
場に誤ったメッセージを与えることになるのでは
ないかというふうに考えています。

ですから、目標は高いものに置きながら、いろ
いろな措置を改善することによって、まず機運を
高めていきたいというふうに我々は考えてござい
ます。

○田村(貴)委員 ある自治体に行ってお話を聞い
たら、その自治体の集積率が二割程度にとどまっ
ている、そうしたら、本県の目標が四割だと言わ
れるわけですよ。そういうことになっているん
ですよ、都道府県にしてみたら。だから、どうやっ
て八割に上がるのか。都道府県の段階で、県の段
階でそう言われたんですよ、四割にしか上げない
と。そういう状況だったら、ほか、八〇%ど
ろじやなく、もっと上げないといけないところが
出てくるわけですね。

今、格段とふえてくるというふうにおっしゃっ
ただけけれども、そういう展望をやはり示さない
といけませんよ。そういう展望というのは、K P
Iの中でこの数字が示されている、じゃ、何年ま
でにどこがこういうふうになるという展望を指し
示す必要があると思うんですけれども、それはあ
くまで目標でありますからと、何もおっしゃら
ないんですかね。いかがですか。

○大澤政府参考人 お答えいたします。

私も、地域別にやはり、こうやったら行けると
いう道筋とそれから目標というのをつくっていか
く、これが大事だというふうに考えてございま

す。ただ、それをまた国がつくるということにつ
いては、逆にまた地域との離反を招いてしまふん
じゃないかということを危惧いたします。

そういうこともありまして、今回はやはり、国
会でも法律制定当時には御修正いただいたような
人・農地プラン、これに着目いたしまして、地域
別に真剣に考えていただいた上で、農地の集積の
考え方、それからそれに至る道筋、これを地域ご
とにつくっていただく、こういう考えに至った
次第でございます。

○田村(貴)委員 大臣、最後にお尋ねしますけれ
ども、地域で話し合いを重視すると言われました。
それから、手続も簡素化していくということであ
ります。ならば、農地中間管理機構、もう必要性
はないのではないかと思いますけれども、いかが
ですか。

○吉川(國務)大臣 農業者の高齢化が進み、今後リ
タイアする農家が増加することを考えますと、農
地バンクが農地を中間保有をして、再配分を繰り
返して、分散錯開を解消していくことがますます
重要となっていると考えております。

今回の見直しにつきましては、農地バンクの必
要性を再認識した上で、中間保有機能を十分に発
揮させる観点から、農地バンクと、J A、農業委
員会など地域のコーディネーター役を担ってきた
組織が連携を強めて、一体となつて、農地集約化
のための話し合いを推進していくとするものでご
ざいます。

このため、農林水産省といたしましては、都道
府県単位の農地バンクから市町村段階の組織とい
う二者択一で考えるのはございせん、それぞ
れによきを生かして一体的に集積、集約化を進
めていく考えでございます。今回の見直し案を
御審議いただいているところでもございますの
で、御理解をいただければと存じます。

○田村(貴)委員 いよいよ問題と矛盾が大きく
なった、これが明らかになったということ指摘
させていただいて、きょうの質問を終わります。

○武藤委員長 次に、大串博志君。

○大串(博)委員 おはようございます。立憲民主
党・無所属フォーラムの大串でございます。
中間管理機構の改正法案に関して更に質問をさ
せていただきたいと思ひます。

まず大臣に、御感想も含めてお尋ねしたいと思
うんですけれども、予算委員会でも大分統計問題
を私、取り上げて、大臣も聞いていらつしたと
思ひますけれども、統計問題がなぜこれだけ大
きな問題となったかという、これは安倍内閣の
一つの方針に沿うところもあると思うんですよ
ね。

E B P Mと言われましたね。エビデンス・ペ
ースド・ポリシー・マーケティングですね。客観的な証
拠、根拠に基づいて政策をつくっていく。これは
正しい考え方だと私は思うんですよ。

大臣、どうですか。御感想をお尋ねしたいと思
ひますけれども、E B P M、エビデンス・ペ
ースド・ポリシー・マーケティング、客観的な証拠とか根
拠、数値に基づいて政策をつくっていく。これは
正しいことだと思ひますか。御感想を教えてください
ただければと思ひます。

〔委員長退席、伊東委員長代理着席〕

○吉川(國務)大臣 大串委員の御指摘の点は、私は
正しい方向だと思ひます。

○大串(博)委員 私もそう思ひますよ。やはり政
策をつくる上では、どのようなことが実態に起
こっているかというのを、数値、数字が、できる
限り追えるものは追つた上で、それに基づいて客
観的に判断していくべきだと思ひます。

そういった意味で、この農地中間管理機構、先
ほど来、田村委員からも話がありましたけれど
も、本当に必要ですかという問いに対して、繰
り返し、大臣も含めて、中間管理機構が一旦土地
を中間的に借り受けて、それを交換分合、リ
シャッフルを行った上で、転貸し、集約化してい
くことは重要なんだ、こういうふうにとおっ
しゃつていらっしゃる。それが効果だと。
私は、その効果ということでコストが下がつ
ていくんだらうというふうに思ひます。

ら、コストが下がっていくことを期待され
ているということだらうなと思ひます。それから、
そのことを前回の質疑でも、どういう根拠に基づ
いて、中間管理機構が入れば、機能すればコスト
が下がるんですか、そういう成果は確認されてい
るんですかというところをお尋ねしたところ、答
えとして上がったのは、大規模農業者についてサ
ンプル調査をしましたということでした。

三十ヘクタール前後お持ちの方が十ヘクタール
以上規模拡大した人を対象としてサンプル調査し
た。データのある人が、農地バンクを利用した人
が十九経営体で、活用されていなかった方が六
経営体、つまり、農地バンクを使つて規模拡大し
た六経営体と農地バンクを使わないで規模拡大し
た六経営体とを比べて、そうしたところ、農地バ
ンクを使つた人の方が二割コスト削減率が多かつ
たということだと思ひますけれども、この理
解で、大澤局長、間違いないですか。

○大澤政府参考人 お答えいたします。

御指摘のとおりでございます。

○大串(博)委員 これは前回も申し上げましたけ
れども、今、中間管理機構は本当に有用だったの
かという極めて重要な議論をしているわけす
よ。本当に、集約化してコストが下がつて、それ
で日本の農業が立ち行くような形になっていくの
かという極めて大きな議論をしているときに、出
てきた資料として、それを裏づける数値がサンプ
ル調査で、しかも十九経営体と六経営体を比較し
て、十九経営体の方がコストの下がり率が多かつ
たということのみが今ここに提示されている証拠
だということに、私、極めて強い違和感を感じる
んです。

まず、十九経営体と六経営体は、コストの比較
は可能なんです。すなわち、作物等々に関して
は、あるいは農業経営のあり方としては比較可能
なほど似通つたもののなか、どういふものなの
か、ちよつと教えてもらえればと思ひます。

○大澤政府参考人 お答えいたします。

先ほど御指摘の資料につきましては、我々としては、委員会での審議に可能な限りお役に立てるよういろいろな作業を行っている中で、できる限り農地バンクのみに効果という御指摘が、前々回のこの場で議論していただいたときに御指摘を受けましたと理解しておりましたもので、いろいろな調査がある中で、農地バンクのみに効果というのがどうやらたまたまできるかなということいろいろ探してみたら、前回御紹介したような資料があったものですから、御紹介申し上げたわけでございます。

農地バンクにつきましては、我々の基本的な考え方としては、まず、農地を農地バンクに集めていく、これを集積段階と言っております。それから、その集めた上で、長期間にわたっているなりシャッフルを繰り返す中で集約化をやっていく、これが集約化の段階だというふうに理解をしております。

私どもとしては、早く成果をという御意見は非常にあるかと思いますが、やはり農地の問題は非常に難しいでございますので、まずは集積ということに力を尽くしてきただけでございます。そのためのエビデンスとしても、担い手への農地の集積率というのは全国的な数字として出させていたただいたわけでございます。

集約化につきましては、初期の段階ではございますけれども、事例的には、非常に先進的な取組がもう既に行われているということで、事例的に優良事例をまず説明させていただきます、その上で、少しデータがないのかという御指摘に合わせてこのデータを出させていたただいた、こういう考え方でいるわけでございます。

○大串(博)委員 大澤さん、私が言ったのは、比較可能な経営形態なんですとかいう、そこです。前半部分は長々と要りませんからね。

○大澤政府参考人 統計の数がどれくらいであれば有意かどうかという、これを統計として出したわけではございませんので、そういう形での分析はしております。

ただ、調査の方法だけ申し上げますと、これは、サンプル数はある意味では少ないわけですが、調べ方としては、各県ごとに二サンプルずつアンケートを出したわけでございます。対象者は、前回もお話ししたとおり、今三十八ヘクタール前後の農地、利用型農業を営む担い手であって、農地バンク創設後に十ヘクタール以上の規模拡大をした者、こういうふうを選んで、各県二経営体ずつ選んで、ただ、アンケートでございますので、答えが返ってくるものと返ってこないものがございます、そういう中で、機構活用者について最終的には十九経営体、機構未活用者について六経営体が出てきたということですので、統計としては、なかなかこれは全体を代表するとは言いがたいと思っておりますけれども、ある意味で我々全体が集約化については優良事例を調べていくということですので、その中で、まずそういうものを調べてきた。

なお、追記すれば、営農類型は、土地利用型の水稲主体の者から選定しているということでございます。

○大串(博)委員 今言われたように、統計として提示できるようなものではないということなんです。

こういうものによって立つたところで議論して本当にいいんだろうか。周りの、私たちが全国的に聞く声では、中間管理機構をもつていてこういう効果が上がったというところを実感している声がほとんど上がったことないものですか、むしろ、手続が煩雑だとか、なかなかうまくいかないという声の方が圧倒的に私たちが回っているところが多いわけですよ。それで、逆に数字においていいのが出てくるのかと思うと、統計的にはこのようなものだということなので、非常に、私はやはり、中間管理機構が成果を上げているというエビデンスを示すというのは今ないというふうに言わざるを得ないと思うんですね。

先ほど話がありました、一旦受け入れて、交換分合し、リシャッフルし、集約化する、これが肝

のところだというふうに思いますけれども、ここに関しては、先ほど言われましたように、優良事例を示されているだけで、幾つかの。本当にそういうことが中間管理機構で行われているのかという証拠、客観的な証拠は示されていないわけですね。

ちょっとお尋ねしますけれども、中間管理機構を使った事業の中で、どれだけが、請け負った上で、その後、交換分合を行い、リシャッフルを行い、集約化したのかということ客観的に、それも調査をしているんでしょうか。

○大澤政府参考人 中間管理機構を取得した面積につきましては、これは借受け面積は十八万九千ヘクタール、そのうち担い手に十八万五千ヘクタールの農地を貸し付けておりますけれども、その中でどれだけリシャッフルをしたのかどうか、これは膨大な作業になりますので、現在のところ調査をしているものはございません。

○大串(博)委員 ここなんです。もともと中間管理機構の役割は、一旦受けて、中間管理機構というもので受けて、中間管理して、それを交換分合、リシャッフルを行って集約化することによって、効率が上がって、コストが下がるというロジックだった。これが規制改革推進会議のロジック、中間管理機構をつくったときのロジックだったんです。それが本当にできているかというと、調査すら行われていないということが現実なんです。すなわち、現実には私は行われていないと議論することの方が正しいんじゃないかというふうに思いますよ。

実際、もしこれがきちんと行われているのであれば、世の中の言っていると、あつ、中間管理機構が入って、中間管理権を持ってもらって、リシャッフルして、交換分合して、集約化が進んでよかつたという声が上がってくるはずですよ。それが全然聞かれない。それどころか調査もしていない、こういう状況なものですから、中間管理機構な主体をつくってまで、予算をかけてまで行うことが本当に必要なのかということを今こそ見直す

ときに来ているんじゃないかというのが私たちの主張なんです。

この流れの中で、前回、私、都道府県にあえてこれを置くということが本当に必要なんですか、集積、集約を図っていくというのは、市町村において、土地、農業をよく知る皆さん、農業委員会や集積団体の皆さんなどの知見をやはり生かしていくべきじゃないですかということを提言申し上げました。その上で、都道府県で本当にやっていくということが正しいんですか、予算を使つてまでやるのが正しいんですかということをお願いいたします。

私、都道府県に存在されている、今担当しているらっしゃる中間管理事業担当の皆さんは一生懸命頑張つていらつしやると思いますが、佐賀県も十数名いらつしやるといふ話を聞きました。実際の話も聞かせていただきまして、県庁だけにどうもってはいけないので、地方に一回つて一生懸命やられております。その努力は本当にありがたいことだなどというふうに思いますが、しかし、仕組み自体として、そもそも論として、都道府県に置いておくというのは本当にいいものなのか。よほど地方に、市町村ベースにしてもらうことの方がいいんじゃないのか。そういう発想の転換のときだと思ふんですね。

この間、都道府県に中間管理機構をつくる、この理由、合理性はあるんですかということを先般の質疑で申し上げたところ、大澤局長からの答え、二点ありましたね。

一点は、公的機関、つまり農地中間管理機構が一旦農地を借り受けて、まとまった形で担い手に貸し付けるといふことが第一目標だというふうに思っています、こう言われました。これに関して、今議論しましたように、調査すら行っていない。つまり、そんなに行われていないということがよくわかった。

二番目に言われた点。担い手の活動の広域化、そのような状況の中で、やはり地域で担い手がいない場合には、地域外も含めて、広く担い手を探

すことが必要であろうかというふうに考えています、二点目の理由としてこれを言われました。

これに關して、この間、議事録を精査していても私も氣づいたんですけれども、地域をまたいで、では、参入して、集積をされた方はどれだけいらつしやつたのかということに關して、この間、これも質疑を行つたところ、大澤局長からの答えは、地域外からの参入者における貸付けというのは、農地バンク全体量の毎年数％程度ということになつておりますと。極めて少ないんですよ。極めて少ない。これだから全都道府県に置いておかんなきゃならないという理由にはならないと思うんですね。

二点目の理由に関して、地域外からの参入者における貸付け、これは今数%しかないということですから、今後どんどんふえていくんですか。どうですか。

○大澤政府参考人　お答えいたします。

まず簡潔に前の答弁の補足をさせていただきますけれども、我々、調べていないというのは若干、データとしては調べておりませんけれども、各地の優良事例については毎年ホームページで公開しておりますので、これは現在公開されている事例は既に五十八件に上っておりますので、その点は補足させていただきます。

地域外からの参入ということでございますが、今後の見込みでございますけれども、今回の法律案の中でも、複数の市町村で活動をされている農業者の方がいらっしゃる。これは認定農業者ベースでの調べはありませんけれども、農地所有適格法人の活動区域というデータがございます。それで見ますと約二千法人が複数市町村で活躍されているということがありまして、この数字も伸びてきているわけがございます。

これが、一番目の、公的機関が間に入ってまゝ
 まって貸すという理由に匹敵するほど強い理由とは
 思っておりませんけれども、地域外からの参入
 ということ自体はふえてくると思いますし、担い
 手の不足状況等々を見ますと、ふやしていかなけ

ればいけない場合もあるというふうに理解してございます。

〔伊東委員長代理退席、委員長着席〕

○大串(博)委員　今言われたように、これから伸びていくというふうに思いますというふうに言われましたけれども、実際問題でいうと、やはり、今回法律でやろうとしていることは、人・農地・プランに回歸しようとしてゐるわけですね。すなわち、市町村をベースに行つてきた人・農地・プランをより実質化していこうというふうにされているわけですよ。その方向は私はいいと思ひます。

すなわち、今、今回の修正法案でやろうとしていることは、もちろん、一部において広域化に対応して対応できるような修正も入ってはいますけれども、全体として言うと、やはり市町村に戻っていただくということを提案されているわけですよね。私は、ここは、中間管理事業なり中間管理機構になる私たちの態度をはっきりさせるべきときに来ていると思います。

四年前の法律の成立に引きずられて、いまだに都道府県に中間管理機構なるものを置いて、それで、市町村における活動たる農業委員会やあるいは集積円滑化団体を統合一体化という言葉で取り込む。私に言わせると、先ほど田村さんもおつしゃったように、今回、集積円滑化団体、統合一体化というのは、なかなかもう集積の成績が上がりなくなってきたから、集積円滑化事業でやつていらつしやるものを成績としていただきたいなという改正ではないかとうがった目で見てしまふぐらいのものなんです。

むしろ、全体的に言うと、先ほど申し上げましたように、市町村の活動である農業委員会や集積円滑化団体への回帰をされているわけですから、ここは主体を、都道府県ではなくて市町村に活動の主体を基本的に持つてくるということに私は回帰というか、根づくべきじゃないかなというふう
に思うんですね。

大臣、どうですか。私、ちよつと御感想をいた

だきたい、御所見をいだきたいと思えますけれども、私は今回、先ほど稲津議員からも修正案を出そうとされているというふうに言及をいただきました、修正案を出そうというふうを考えております。

その内容は、中間管理事業、これは一旦廃止して、都道府県に、頑張つていらつしやる方々、本當にいらつしやいます、しかし、この皆さんに、むしろ市町村において、農業委員会を強化すると、あるいは集積円滑化団体を強化していくとか、あるいは集積円滑化団体を強化していくとか、そういった形でサポートしていただく体制にして、市町村を中心に集積、集約を進めていく方向に変えていくということ。当然、農業委員会の事務局体制や、あるいは集積円滑化団体へのサポート体制を抜本的に評価していくという内容。

さらには、よくこれは言われました、出し手への支援がいいのか受け手への支援がいいのかという議論もありました。

今回、地域の協力を強化していくということで、受け手の支援を強化していく方向を打ち出されている。その考え方に立つのであれば、もともと私たち野党が申し立てました戸別所得補償制度、これを復活させてもらって、これによって、受け手が受けることによってより大きな収益を上げていけるような形をつくることによってインセンティブを持ってもらうという形にする、そういう修正案を私たちは考えているんです。そのような方向の方が、よほど実態に合ったことじゃないかなというふうに思います。

先ほど、集積円滑化団体の活動が一割に満たない、一割ぐらいいだから混乱を呼ぶんじゃないかというふうな意見もありましたけれども、私に言わせると、混乱はこの四年間であつて、もともと市町村をベースとしていた活動にきちんと一回立脚していく方向の方が、より全体が円滑、かつ、よりよく前に進むんじゃないかというふうに思いますが、大臣、そのような改革を今していただきたいと私は思いますけれども、御所見をいただきます。

○吉川国務大臣 修正案を提出されまして、大變真摯に御対応いたしておりますことに、私からも敬意を表したいと存じます。

農地バンクは、現在、約三十万人の所有者から約百十四万筆、十八・五万ヘクタールの農地を借り受けて、七・五万人の受け手に転貸をしているところでございます。

飯に廃止することとなりますれば、これらの農地について担い手が再交渉する必要が生ずることとなりますして、現場への影響が大きいと考えます。

また、円滑化団体につきましても、既に九割の団体が実績がほとんどなく、今の農地バンクの役割を完全に担わせることは困難ではないかと考えているところでございます。

このため、農林水産省といたしましては、都道府県単位の農地バンクか市町村段階の組織かという二者択一で考えるのではなくて、それぞれのよさを生かして一体的に集積、集約化を進めていく考えでございます。今回の見直しの御審議をいただいているところでございます。

○大串(博)委員　混乱ということでしょう、私は、この中間管理事業をつくって行ってきたこの四年間の方がよほど、全くなかった、無のところ、に、私に言わせると、かなり無理を生じながら集積、集約の仕事を負ってもらってきている。現場の方々は本当に頑張っていたと思いますけれども、なかなかやはり厳しい状況にあるのではないかな。むしろ、先ほど二者択一ではなくという言葉もありましたけれども、二者択一ではなくということの選択をされていることがいかにも中途半端なので、私は、やはり市町村ベースに思い切つてかどを切る、かじを戻すというときに来ているんじゃないかなという感じがします。

五年前も、私たち、修正案を提示させていたのだがまして、人・農地プランに根づいていないとなかなかうまくいかないですよ、どこから法人あるいは別の主体が入ってきて、ほんとと集積に乗ってきけるようなことにはならないと思ひ

農業委員会に支援するのであれば、最適化推進委員の方々もいいんですけれども、その際には、出来高払いになっているような報酬体系、これは農業の実態に合わないですよ。出来高払いで最適化推進委員来てくださいと。すなわち、集積したら何ば、集積したら何ば、そんな形で人をお願いしようといつても、なかなかうまくならない

なお事務局職員についても今年度から新たに予算を措置しまして、人・農地プランの作成に関係する事務費については補助を加えるということを考えているところでございます。(大串(博)委

けて、生煮えの状態になるんじゃないかと私は思うんですけれども、合意をしましょうと。ということの観測も聞かれました。まさかそんなことにはならないでしょうねと。生煮えで切り出し

○大串(博)委員　しっかりやっていたきたい、重要な協議です。

どうも、与党自民党の皆さんの中では決議をされたようでありつやいますけれども、私は、もしそういうふうな決議をやられた、それはすばらしいことだと思えますけれども、であれば、この委員会として、ぜひ、与党の皆さんとして、決議をやらうということを出していただきたいたなど。私たちも、もしそうであれば、重要な協議なので、この委員会で決議をして、政府を後押しするというのは賛成です。私は賛成です。ですから、自民党さんで決議をされたのであれば、ぜひこの場で、皆さん、御提案いただいて、委員会決議をしたいと思えますので、ぜひ皆さんにお呼びかけをさせていただきたいというふうに思います。

最後に二点だけ。

これは事務方の方で答弁していただいて結構なんですけれども、報道であった農林水産品輸出一兆円の中身が、その他というのが余りに多いじゃないかということ。

これは、いろいろ言うとういうことだと思えます、いわゆる調製品とか加工品も入っている。調製品とか加工品とか入っていると、これは本間に農林水産の現場が、この一兆円目標が達成されたからといって現場が潤うのかという論点は最終的に残ると思うんですよ。

本間にこの一兆円目標、今、一生懸命やられています。それは一生懸命やられるのはいいと思えますけれども、農林水産の現場、農家、漁家、林家の皆さんが本間に潤う形になっていくのか、この目標で本間にいいのかなというふうに思えますね。この点に関して一点御所見をいただきたいのが一つ。

もう一つは、米の需給見通しです。

新しいシステムになって二年目になる、二作目になりますね。四十県が去年と同じ作付をするという答えをされている。四十県が去年と同じ作付をされたら、かなり需要を上回る形になりますね、恐らく。これは、本間にことし大丈夫なのかという声が全体に、私、かなり多いと思います。

これに対してどういうふうな形をとっていくのか。

済みません、事務方の方で結構と言いましたけれども、時間もないので、大臣、細かいことは私聞きませんから、一兆円目標というのは本間に農林水産の現場を潤すことになっているのか。それとも一つ、米の需給見通し、どうするのか。米の価格が超下落するような形にならないようにするのか。この辺、大臣の御所見をいただきたいというふうに思います。基本的なこと結構です。

○吉川国務大臣 ます、一兆円目標の件でありますけれども、食品の輸出額であります。平成三十年に九千六百八億円と、対前年比一二・四％増となりました。御承知のとおりであります。六年連続で過去最高を記録をいたしております。

細かいことは申し上げません。これは、農林水産物、食品輸出全体の平均増加率を上回っているものが、牛肉ですとか鶏卵ですとかイチゴですとか米等々もございます。さらに、所得向上につながった例も報告もされているところでございまして、これからも更に輸出を拡大をいたしまして、所得の向上にもつながれますように、しっかりと取り組んでまいりたいと存じております。

二点目の、三十一年産の米の需給の見通しについてどのように考えているかということでありまして、主食用米につきまして、二月末現在における作付意向を各都道府県の再生協議会に聞き取りましたところ、前年の作付実績と比較をいたしまして、同水準が四十県、増加が一県、減少が六県と見込まれているところでございます。こういったことを含めまして、さらに、農林水産省の職員が各産地に直接出向いて、JA等の関係者に対して、需給見通し、価格動向等についての一層きめ細かな情報を行うとともに、引き続き、農業者が安心して需要に応じた生産、販売に取り組みますように環境整備をしつかりと行つてまいりたいと存じております。さらには、重要な役割を担っております農業再生協議会に対しましても、必要な支援を行つてまいりたいと存じます。

○大串(博)委員 時間が来たので終わりますけれども、中間管理事業、私たちの修正案、ぜひ御真摯に御議論いただきますようお願いして、質疑を終わります。

ありがとうございました。

○武藤委員長 次に、長谷川嘉一君。

○長谷川委員 法案審議のこの機会に御質問をする機会をいただきまして、大変ありがとうございます。

最初に、一番目に、農地バンク事業がスタートして五年目を迎えており、その改正案が示されているところでありまして、担い手への農地集積率や農地バンクの転貸の実績についてどのように評価をしているかというふうな部分が、再三議論を尽くされたという感じがございまして、私も最初のスタートの段階でこの審議には加わっておりません。そういった中で、極めて重要な分野でありますので、この辺について、まず大臣にお聞きしたいんです。

前提をいたしましては、昨年の十二月だったかと思いますが、漁業法というのが七十年ぶりの改正で、漁獲権が買い取れる、しかも、浜の構成員が審議する委員会ではなくて、知事が指名した委員会であるというふうな部分があった、非常に危惧を覚えた経験がございまして。

となると、日本の漁場、日本の養魚がすかね、遠洋漁業も含めて、場合によつたらば、株式会社である大手の水産メーカーの寡占化に巻き込まれる流れが日本にもできたのかなと。そういった流れの中できくと、外国企業、そしてその船員は外国人というふうな状況が漁場で、浜で見受けられるものも間近な状態になりかねないのではないかと。そういったことがあって、入管法の改正も含めて、思った記憶がございまして。

そういった中で、農業の部分については、中間管理機構ということで、農業コストを三分の一ぐらい削減をして、競争力のある農業にしなければいけない、そういった中で、岩盤規制は取っ払わ

なきゃいけないということで、規制改革会議の大きな御提言でスタートしている、その端緒になったというふうに私も国民の一人としては理解をしているところでございます。

そういった中で、目標値として挙げられた部分も含めて、五年目を迎えた状況での農地バンクの集積率等について、まず最初に大臣の御所感を伺いできればと思いますので、よろしくお願いします。

○吉川国務大臣 実績をどのように評価するかという御趣旨だと思います。

平成二十六年年度の農地バンクの発足以来、それまで停滞をしておりました担い手への農地の集積状況が、四八・七％から平成二十九年年度には五五・二％に上昇をいたしました。農地バンクを活用して、担い手に八割以上の農地を集約化した優良事例も出てきているところでもございます。

その中で、農地バンクは、全国の農地の四・二％に当たる約十八万五千ヘクタールの農地を担い手に転貸をしております、一定の成果を上げているものと認識をいたしております。

今回の見直しにつきましては、こうした農地バンクの取組を更に加速させるために、地域の関係者が一体となって地域農業の将来の設計図である人・農地プランをつくることによりまして、担い手に農地を集積、集約化する機運を各地で盛り上げるとともに、中山間地域における協力の要件緩和等によって、国もそうした地域の動きを全面的にサポートをしまして、さらに、農地バンクの手続簡素化ですとか、実績のあるJA等との連携の強化等によって、使い勝手を改善することといたしております。

担い手による農地利用のさらなる集積、集約化に取り組んでまいりたいと存じます。

○長谷川委員 どうもありがとうございます。これについて、私も蓄積した知見がないものですから、過去の例とか資料を少し読ませていただきました。

その中で、ことしの二月に、ある勉強会でお聞

かせいだいた、これは名前を申し上げてもいいのかもしれませんが、農地中間管理機構が抱える制度的課題という部分が、東京大学の安藤光義先生から御指摘があった資料をいただきまして、これの会にも参加をさせていただきまして、ので、ちよつと御参考までに整理をしたいと思ひます。

農地中間管理機構の仕組みと狙いという部分で、農地中間管理機構が創設されて五年目を迎えたが、その成果は決して芳しいものとは言えない。そうした結果になることは当初から予測されていた。歴史的に振り返ってみると、担い手への農地集積はこれまで市町村やJ・Aが担ってきたが、それを都道府県レベルで動かそうということ自体にそもそも無理があった。初年度に政府が期待した県の実績は極めて厳しいものに終わったのがその証左だ。それを踏まえた検討会でも、市町村の重要性が声高に叫ばれていたにもかかわらず、制度の根本的な問題点は見直されないうまま現在に至っている。農地集積の鍵を握っているのは地元の取組なのだが、それを前提に制度は組み立てられなかったし、見直しもされなかったのであるというふうな指摘をされて、それぞれの見解によつて大きくその見方は変わるわけですから、こういう部分も一つにはあるのかなと。

特に、これから質問させていただく、担い手への農地集積目標八割を設定したという、この理由づけという部分については、それなりの積み重ねがあつてのものだと思うんですね。

まず、これについて、担当部局からの御説明をいただければと思ひます。

○大澤政府参考人 お答えいたします。

担い手への目標八割の設定の考え方でございますけれども、全国の農地面積の八割が担い手に集積される、こういうことは、農業人口の減少、高齢化が進む中で、全国の大宗の農地が、これからの地域の農業を担う方に使い勝手のいい形で有効に活用されるということを狙つての目標設定でございます。

設定の考え方としては、平成十二年から平成二

十二年までの十年間で、担い手の農地利用割合が三割から五割と二割増加したことを踏まえまして、この伸び率を一・五倍に加速しよう、こういう形で意欲的な目標を設定しようということである。割目標となつた経緯でございます。

○長谷川委員 この部分についてはそのとおりでありますけれども、それが成果を上げたと言ひするかどうかというのはなかなか難しい部分ではないかと思ひます。

特に、制度的な部分においても、県に置かなくても、本当に置く必要があつたのかという部分は大きな議論をしなければいけない部分でありますし、この改正案において、これは地方の部分、J・Aとか農業委員会、それから推進委員会等々を活用するということはあるかもしれませんが、その間にもさまざまな取組、改正がなされなければいけないのではないかと思ひます。

そこで、前回、附帯決議というのがあるのが見えました。これによりまして、一部抜粋ではありますけれども、「人・農地プランの作成及びその定期的見直しについては、従来以上に強力に推進すること。農地中間管理機構は人・農地プランが策定されている地域に重点を置くとともに、人・農地プランの内容を尊重して事業を行うこととする」というふうになりました。

こういった中で、今回、改定案としては、閲覧の期間を短縮するとか、そういったさまざまな部分はあるにはあつたんですけども、それが、この途中経過の中で、この閲覧事例がたしかゼロだったという報告を私も部会の勉強会で伺つた記憶があるんですが、これも含めて、この附帯決議に基づいた中間的な見直し、これについては、通告はしてありませんが、大澤経営局長の方からも御答弁いただければ、お願いできますでしょうか。

○大澤政府参考人 お答えいたします。

まず、この附帯決議を踏まえてでございますけれども、人・農地プランについて強力に推進する

ということ、我々は強力に推進いたしました。現在では、形式的には、ほぼ、市町村の九割において人・農地プランがつくられているという実態はございます。

ただ、その実態を見ますと、この人・農地プランに付随して、旧青年就農給付金、現在でいきますと次世代投資人材育成事業、新規就農のための給付金の制度とリンクしておりますので、この新規就農を促進するための給付金がある意味では利用したいので人・農地プランを市町村主導でつくつてしまつたというような事例も残念ながらありました。

それで、実際、例を見ますと、やはり人・農地プランというのは、様式を見ますと、出し手と受け手というのを、それぞれ名前と農地をしつかり書くという様式があるわけでございますけれども、その様式どおり守られていない。特に、出し手が全く位置づけられていない。これが全国の人・農地プランの半分あるという状況でございます。こういうことも踏まえて、今回の人・農地プランの実質化ということを考えているわけでございます。

それから、人・農地プランの、できているところを重点的にやるということはもちろん、いわゆる給付金等でも対象になっております。その結果、恐らく、平成二十七年までは、集落営農法人への農地バンクの転貸というのが多かったのではないかと思ひます。これが、平成二十七年までは三万ヘクタールで全体の半分弱あつたわけですが、二十八年度、二十九年度が、それが三万あつたものが、一万三千八百八十一ヘクタールが二十八年度、一万三千四百四十四ヘクタールが二十九年度と、集落営農法人への転貸というのがかなり下がっている。

これをもって、我々は、既に機運があつた平場の水田地帯の活用が一巡して、今後は新たに話合ひから始める地域が多くなつていくということでありまして、そういう意味では、この附帯決議を踏まえて、人・農地プランを更に、今まで話合ひ

の機運がなかつた地域についても活発化させていくというのが、今回の改正の大きな内容の一つであると考えております。

○長谷川委員 ちよつと時間の関係で次に移らせていただきますが、御丁寧に通告なしで御答弁いただいたことについては感謝を申し上げます。

次に、二番目の、担い手への農地集積目標、これは、八割を設定した理由については、明確に私たちが理解できる御答弁はいただいております。この理由について、明確に、私どもにわかるように御説明をお願いしたいと思います。

○大澤政府参考人 お答えいたします。

平成十二年から平成二十二年までの十年間での担い手の農地利用割合、これは、十二年が大体三割だつたものが二十二年は五割と、約二割増加したということ。この後の十年間でその二割増加というのを更に一・五倍加速する、ということ。これは三割増加させるということですので、今、現状五割程度だつたものを三割増加させるということ、八割目標というのを設定したわけでございます。

○長谷川委員 その数字的な部分は同じことの繰り返しでありますけれども、この八割という意味合ひ、もうちよつと大所高所からの意味合ひをお聞きしたかったんですが、それはないということ、よろしいですか。

○大澤政府参考人 これも繰り返して恐縮でございますけれども、農業人口の減少、高齢化が進む中で、やはりこれから農業を担つていく方々が農地の大部分を担つていかなければ、日本農業自体が成長から違つたところに向かつてしまふ、そういうところがあるということで、この八割目標の経済的な目標としては、やはり農業の成長産業化を担い手が農地の大宗を担うことによつて図つていき、スマート農業の実装にも役立っていく、これが今考えているところでございます。

○長谷川委員 大変しつこいようで恐縮ではござ

いますけれども、この八割目標という意識を全員が共有して当たらなければ、なかなか後段の目標には、到達するのは極めて困難な状況にあるわけですよ。ですから、私がしつこく聞いているのは、我々が共有して、やらなきゃいけないんだなと思えるような御答弁をいただきたいということをお指摘して、次の質問に移らせていただきます。

○大澤政府参考人 お答えいたします。現状の集積率五五・二％という実態を踏まえて、八割農地集積目標の見直しは行わないですか。

現状の数字を見ますと、二〇二三年に八割を集積するためには、相当程度事業を加速化しなければいけないというのは事実でございます。

しかしながら、繰り返しになりますが、今後の農業者の人口、高齢化の動向等を考えますと、やはり担い手に大宗を集めていくという目標自体は、これはむしろ必要性は高まっているというふうに考えてございますので、現在、目標を例えれば低い方に見直すということになりますと、そういう、これからが必要なことと、実際の目標を下げたということが、やはり生産現場に誤ったメッセージを送ることになりかねないというふうに考えておまして、今、目標を見直すことは考えてございません。

○長谷川委員 御答弁としてはそういうことなのかと思いますが、発想の次元が違うんですね。八割目標というのが高所にあつて、全員が共有して一丸となろうという意識であればもつと違つた答弁がお願いできたと思いますが、これについてはこれ以上触れないでおきます。

というのは、食料自給率四五％に設定した理由がありました。あれから一つも上昇していないどころか、三七・六％まで減少して、現在、さらに、それが上昇の機運もない。あれは食料安保上の問題で、極めて国家的にゆゆしき問題です。農業後継者を守るとか、集積をしないと。競争力を強化するのもその一環でなければいけないん

じゃないんですか。私はそういう認識でおりますということをお伝えします。

次に、円滑化事業と農地バンク事業の統合一体化というのが今現在大きな組上に上がつておりますが、この意義及び具体的な内容について伺いますけれども、もう議論が尽くされていますから、エキスの部分を集約して御答弁いただければと思います。

○大澤政府参考人 今回の改正全体として、やはり、地域で実際に活動をしていただく方、これを、関係者を統合して、全体として担い手への農地集積に当たっていく、これが非常に重要なことだと思っております。

その中で、円滑化事業につきましては、農地バンクと円滑化事業、併存の時代が約五年続いているわけでございますけれども、この五年間の中で、一般的には円滑化事業は農地バンクに移行している状況でございます。一部の道県、数県、大抵、我々としては五道県程度だと思っておりますけれども、ブロックローテーションや新規就農と結びつけて特色ある取組を行っているということがあります。

ですので、全般的には移行して、今、一部活発に活動しているということであれば、これは、今実績を持っている方々が農地バンクの配分計画案を作成できるということで、実質的に一体化していくというのが一番いいことではないかというところで、今回の改正案を考えている次第でございます。

○長谷川委員 お手元にお示ししたこの資料は、もう皆さん見飽きた部分があるかもしれませんが、けれども、私は群馬県に在住しておりますので、この下のグラフに置くと、群馬県と隣接の栃木県、ほぼ、中山間地も含める比率というのは同じような地形でございます。畑地が多い、水田が多いというの若干の差はあるかもしれませんが、この円滑化団体の利用設定面積というのが非常に、極めてこの栃木県においては、五県を挙げられておりますけれども、北海道、栃木、長野、

新潟、愛知、ありますけれども、極めて優秀なんです。

翻つて群馬県を見ると、ほとんど目を覆いたくなるような状況があるんですけれども、こういう部分を大所高所から見るとどのようにお感じになれるかなというふうにも思ふんです。

○大澤政府参考人 先ほど、約五つの道県におきまして円滑化事業が活発な活動を続けられているというふうにお話をいたしました。栃木県は、その中の一つだというふうにお話しております。ほかの県は北海道、新潟、長野、愛知と認識しておりますけれども、一般的な法則的な傾向があるのかというのをいろいろな角度から調べたんですけれども、なかなか、水田地帯の、栃木県が水田地帯だから盛んだとかそういうことではなかなかなくて、どうも各県の事情によるものが非常に大きいというふうにお話しております。

栃木県の場合には、市町村公社、JAというよりも市町村公社が従来から活発な活動を続けておられて、その中でも円滑化団体としての実績が上がつているというところでございます。

栃木県とも我々は話をさせていただきまして、今、今回の統合一体化ということについては特段の反論という問題があつたというふうには聞いておりませんので、今、移行に向けた準備が進められているということで、やはり、作物とか地域とかと円滑化団体の活動の活発さとかどうかというの、今の段階ではそれほどなく、県別の事情が大きいものというふうにお話しております。

○長谷川委員 認識としては、政策を掲げて実行してもらう国の認識としては、私は十分ではないと思ひます。

集約を上げたい、五五％から八〇％に引き上げたいというときに、これだけの県のばらつきがあるということは看過できないじゃないですか。これについて、少ないところはどのようにしてあげたら上げられるのかということをやんとつかまれているかどうか、これが非常に極めて、八〇％に到達する第一条件になるんじゃないですか。どうでしょうか。

○大澤政府参考人 お答えいたします。

現在、特に九州のかんりの部分等々、農地バンクへの移行が進んでいるところを我々も見させていたいただきましたけれども、それは何も、競争の結果、円滑化団体が実績が下がっているとかそういうことでは全くなくて、むしろ、自発的に円滑化団体から農地バンクに移行していくという地域の意向がそちらの方に向かわせているというのが多いというふうな我々は認識しております。

ですから、今、円滑化団体がこの併存の期間の中で実績が下がっているということについては、我々は、また引き上げようということではなくて、今、こういう併存の期間の中でも独自の活動をとっておられる方々に、全体として地域の話し合いを活性化させるための体制づくりの中に入つていただく、こういう考え方でいる次第でございます。

○長谷川委員 まさに統合して一丸となろうという部分については極めて心もとない状況に、農水省と各都道府県の距離感がまだあるようにお見受けいたします。

そういった中で、一つ、この部分と離れるかもしれないが、中山間地、それから棚田という部分があつて、ちよつと、棚田を守る会の皆様方がいらつちやつた関係で出てまいりましたけれども、農地の約八％を棚田が占める。非常に、この中で、景観的に保存しなきゃいけない歴史的なもので、それから観光に供せられるもの、それから環境面で、これを教育面も含めて地域で保護して、地域の教育教材として活用しなきゃいけないもの、その中には対応できないものも含めてあろう

と思いますけれども、これについてはほとんど、このワーキングチームの人たちが一生懸命一部の人たちとやっている部分で、各施策はあるにしても、これに歯どめがかかっている状況は全くないですね。

ですから、省庁の壁とか部署の壁というのは私はよくわかりませんが、国民は、国が統括をして、そういった部分まできめ細かい施策が講じられるというふう信じておりますし、そう思っておりますので、ぜひ棚田の保全についてもそういった一環で、しっかりと農水省としても、あるいは環境省、ほかの、観光も入るかもしれませんが、省庁横断的に取組をいただいで、ぜひこれが大きな、我々の誇りとなるような形で生かせるように御要望して、この質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○武藤委員長 次に、堀越啓仁君。

○堀越委員 立憲民主党・無所属フォーラムの堀越啓仁でございます。

諸先輩方に格段の御配慮をいただきまして、再び質問の機会をいただきました。まことにありがとうございます。

まず冒頭に、先週の委員会において、豚コレラを始めとする家畜伝染病対策に関する委員会決議、全会一致で議決し、そして政府におかれましては、趣旨を踏まえ、適切に対処するということでごございましたが、その翌日にまた再び、新たな豚コレラが発生したことはまさに残念であり、また、これが終息へ向かう気配、現在のところ、本当に厳しい状況であるというふうに思っております。

そうした中で、決議文にもあるように、あらゆる手段を行使し、一刻も早い事態の終息に努めること、政府にいま一度お願いをしたいと思っております。

また、自称自然系国会議員の私としましては、予防にまざる治療なしという格言ではありませんが、やはり飼養管理指針、そういったもの、衛生

管理も含めてしっかりと見直す必要が我が国にとつて大きな課題となっているというふうに思っております。ワクチンが効くことがないアフリカ豚コレラももうすぐそこまで迫っているという認識を我々しっかりと持ち、そして飼養管理指針の抜本的な見直しを図ることが重要であるというふうに私は考えております。

その中で、何回か、農林水産委員会の中でも私も質問、問わせていただきましたが、やはりこれからアニマルウェルフェア、科学的根拠に基づいた、生態系の特徴を生かした飼養管理にしっかりと、ワールドスタンダードに日本も引き上げていく、これが私は非常に重要な観点であると思っております。この場をおかりして、重ねてこの普及、振興についてもお願いを申し上げたいと思っております。

それでは、質問に入りたいと思います。

まず、どうしても触れておきたいのがございす。それは、委員の皆さんも羽根をつけていらっしやると思いますが、緑の募金運動についてでございます。

皆さんも御存じのとおり、この緑の募金は、森林整備や公園など、緑化に向けて公益社団法人の国土緑化推進機構が行っている活動で、戦後の国土緑化運動の取組により、荒廃した国土は豊かな緑を再び、これによって取り戻しました。

総理は、この活動をPRする女性らと先週面会をして、日本人は森とともに生き、昭和と平成の時代には森を守り育ててきた、木材は輸出がふえて収益も上がっており、令和の時代には森を守りながら一層活用していきたいと述べられ、国産材の活用を更に推進していく考えを示されました。

木材の利用促進については、平成二十二年十月、これは民主党政権でございましたけれども、画期的な、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律、これが施行され、同法に基づく基本方針で、国が整備する公共建築物のうち、低層の公共建築物については、原則として全て木造化を図る等の目標が挙げられていると承知してい

ます。

公共建築物の木造率は、平成二十二年に八・三％、そして平成二十八年には一・七％、そしてそのうち低層の公共建築物については、平成二十二年に一七・九％だったものが平成二十八年には二六・四％になるなど一定の成果も上がっていると思いますが、やはり今後、更に推進し、そして公共建築物以外への波及というものも非常に重要な観点であると私は考えております。

そこで、今週からみどりの月間を迎え、木材の利用促進は言うに及ばず、特に国産材の積極的な活用を推進することは国内林業及び木材関連産業の振興にとつて待ったなしの課題であるというふうに思っております。

当日、官邸で同席された吉川大臣、このあたりについての御所見と、そして国産材の活用に向けた需要を喚起する施策について、ぜひともお聞かせいただきたいと思っております。

○吉川国務大臣 まず、緑の羽根、この募金に關しまして大変御理解をいただいておりますことに、心から、私からも感謝を申し上げたいと存じます。

戦後造成されました人工林が本格的な利用期を迎えた中で、林業の成長産業化に向けて、豊富な森林資源を循環利用することが今現在も重要な課題と認識をいたしております。その中であつて、切つて、使つて、植えるというサイクルを定着させるためにも、国産材の需要拡大が必要と考えておるところでもございます。

このため、農林水産省といたしましては、公共建築物を始めとしたしまして、これまで余り木材が使われてこなかった中高層建築物、非住宅などの木造化、内装の木質化、さらには、付加価値の高い木材製品の輸出拡大、木のよさや価値を実感できる木材製品などの情報発信、木育などの普及啓発などの施策に取り組んでいるところでもございます。

こうした施策の推進によりまして新たな木材需要も創出をいたしまして、国産材の需要拡大に取

り組んでまいりたいと存じます。

○堀越委員 ありがとうございます。

私個人としては、CLTの促進、これはもう確実に進めていただきたいことでもあります。

そして、今、委員の皆さんの中にも花粉症に悩んでおられる方々はたくさんいらっしゃるんじゃないかと思ひます。私も、自然系国会議員といながら、実はヒノキ花粉の花粉症でございまして、この一カ月間が本当に大変なんです。

やはりこれには、しっかりと、先ほど大臣お話しいただいた、切つて、使つて、植える、この植える際には、少花粉杉あるいは無花粉杉といったものにかえていく、そうした林業にしっかりと再生することによって、この花粉症の問題、苦しんでおられる方々、実際、罹患者はどんどんふえていますので、そういった皆さんにも大きく貢献できる問題だというふうに思っています。

やはり、花粉症の皆さんは本当に、自覚がある方は多いんじゃないかと思ひますが、生産性が下がるんです。大変なんです。花粉症を患っている。なので、こども、経済にも貢献する大きな問題だと思ひますので、ぜひこの林業の問題、再生するためにも、ぜひ農林水産一体となつて取り組んでいただきたいと思ひますし、私も全力で取り組ませていただきます。

それでは、今回の農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部改正案ですが、五年前に成立したときの経過、問題点など、先週十一日に、まさしく渦中の議員であつた大串委員の方から質疑をされ、お伺いをしました。

率直に感じたのは、当時、マスコミの報道にもありましたけれども、自民党が政権を担い、そして第二次安倍政権が成立した背景の中で、アベノミクスにおける三本の矢の一つである成長戦略を推進するために、日本再興戦略を策定し、首相直轄の規制改革会議主導で議論が進められ、実際の現場の産業を指導、育成する立場である所管省庁たる農水省の意向を無視した、いわゆる上からの改革路線と称した政策を当然のごとく押しつけられ

た委員会で審議される当該委員の諸先輩方、大変御苦労されたのではないかとこの所感を持ちました。

その結果が、大串委員が述べられていた、当時農水省が推進されていた人・農地プランとをリンクさせる修正案や、異例とも言える十五に及ぶ附帯決議をつけた、こういったことに如実に私はあらわれているのではないかなというふうに思っております。

その人・農地プランですが、我が国の農業、農村の重要な課題であります人と農地の問題を解決するために、平成二十四年から、現場の集落や地域において作成が進められてきております。

その策定過程において、信頼できる農地の中間的受皿があると農地の集積、集約が円滑に進むとの指摘があり、政府において検討を重ねた結果、農地中間管理事業の推進に関する法律が策定されたものと聞き及んでおります。

そこで、改めて確認でございますけれども、この法律により、農地の中間的受皿として設立された農地中間管理機構ですが、そもそも中間的受皿としてどのようなことが当時期待され、当初は設立したのか、また、現在行っている中間的受皿の業務とはどのような業務なのか、具体的に説明いただきたいと思います。また、あわせて、中間的受皿を都道府県段階に設置した理由について御説明いただきたいと思います。

○濱村大臣政務官 お答えいたします。

農地バンクは、農業人口の減少、高齢化が進む中で、全国の大衆の農地が、これからの地域の農業を担う方へ使い勝手のよい形で有効に活用される状態にするために設置されたものでございます。このため、農地バンクでは、農地の中間的受皿として農地中間管理権を取得し、一旦転貸した後も、理想的な農地利用の実現に向けて、転貸先を段階的に変更していく仕組みをとっております。

この際、農業人口の減少、高齢化が進む一方で、意欲のある担い手の活動は広域化していると

いった状況もございますもので、担い手がいらない場合は、地域外も含めて、広く担い手を探すことも必要である、そういった状況から、都道府県段階の組織としたところでございます。

○堀越委員 今お答えいただいた、中間的受皿としての機構の件について、次にちよつと、業務のことを中心に幾つか確認を求めたいと思います。まず、本改正案における、農用地利用配分計画によらない貸付けについて何点か伺いたいと思いますが、現行制度では、農地中間管理機構が農用地を借入、転貸するためには、農業経営基盤強化促進法に基づき市町村が作成する集積計画と、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づいて農地中間管理機構が作成する配分計画を別々に作成する必要があります。これらの手続にかかる期間

は、集積計画による農用地の所有者から受け手への貸付けに比べて、約九週間近く時間を要することになり、現場から手続の簡素化を望む声があると聞いています。私も現場に直接お話を伺いましたが、非常に膨大で大変だということを聞いております。

そこで、今回の改正案では、農地中間管理機構による借受けと貸付けを同時に行う場合には、配分計画は不要で、集積計画のみで行うことができるということですが、こういった場合に借受けと貸付けを同時に行うのか、御説明いただければと思います。

○大澤政府参考人 お答えいたします。

例えば地域で、今回も、人・農地プランを通じて話合いを活性化させるといってお話をしておりますけれども、地域で話合いが調いまして、農地バンクは通すんだけれども、当面は、地域内でも担い手も決まっています、この担い手に貸付けをしましょうという形で、農地の出し手と農地の受け手が同時に決定されるような場合、こういうことがかなりの程度ございます。こういう場合に、農地利用集積計画のみで権利設定をできるということで、配分計画を要らないとするという場合に該当すると思っております。

○堀越委員 このように、同時に決まると。借受けと貸付け、同時に決まる場合、その場合には、農地中間管理機構の役割、これを見ると、中間的受皿というよりも瞬間的受皿と言った方がいいんじゃないかと思いますが、そもそも中間的受皿として設置したこととのそこも言うべき現状の実態、あるいは実情と農地中間管理機構の設置理由との現実的な乖離、私はあると思いますが、そのあたり、農水省の見解をいただきたいんです。

○大澤政府参考人 お答えいたします。

農地の出し手と受け手が同時に決まるということに、瞬間的受皿ではないかという御指摘でございますけれども、その際に、農地バンクが介入することによりまして、農地バンクは長期の貸付けを推奨しているというか、原則としておりますので、大体、十年以上の貸付けというのが非常に多いわけでございます。

我々は、最初に農地が移動するときに、同時に受け手と出し手が決まっています、それ自体が何か理想と現実が乖離しているとは全く思っておりません。それよりも、その十年間の貸付けが、農地バンクが借りている中で、次の機会、例えば別の地域で農地の出し手が出てきた場合、これが、また出てきて、次々と出てきたときに、担い手の方になるべく農地を再配分してまわっていくように、こういうことができるといえることになるというところでございます。農地バンクが十年なり長期の貸付けを行っている限り、そういう機能が潜在的にもあるということですので、そういうところが中間的受皿ということを言っているわけでございます。

実際にも、これも既にお示ししておりますけれども、福井県の越前市では、二年間の間に配分計画を十二回繰り返し返しまして、最初は担い手の農地はばらばらだったんですけれども、それが一つの法人と一つの集落営農法人にまとまった、それも十二回の配分計画を繰り返した結果、こういうことが中間的受皿の機能だと思っております。

○堀越委員 このように、瞬間的受皿と中間的受皿、私、そういうふうに言いましたけれども、現実的乖離はないんじゃないかという農水省の見解でありましたが、やはり、農用地の借入れから貸付けまで、これを同時に行うケースがふえることによって、当然、農用地利用の配分計画のスキームの利用は縮小されることになっていくと思っております。

そこで、本改正案において農用地利用の配分計画を残した理由について、農水省の見解を伺いたいと思います。

○大澤政府参考人 お答えいたします。

まさに、配分計画のみで移動が行えるというのは、一旦農地バンクが借り受けて転貸した後に連う事情が出てきて、集約化に向けて農地をリシャッフルするという場合であります。こういうことが典型的でございます。

その他、一旦貸した担い手が突然事故で、不慮の事態が生じて、新たな担い手を探さなきゃいけない場合、これは、農地バンクは十年間としますと十年間権利を持つているわけですから、こういうのは転貸先だけ探せばいいわけです。

こういう形で、まさに集約化が進むというときに配分計画のみのスキームが今後働くというふうなことを考えてございます。

○堀越委員 ありがとうございます。

では次に、現行の中間管理法では、農用地利用の配分計画は農地中間管理機構が決定することになっておりますが、農地中間管理機構は市町村にも農用地利用の配分計画案の作成を求めることができるかとさせていただきます。

そこで、配分計画案を市町村に求めることができるようにしている理由をお答えいただければと思います。

○大澤政府参考人 お答えいたします。

まず、市町村に配分計画案の案を求めていること自体が、農地バンクが設立の当初から、都道府県から市町村かという二者択一ではなくて、両者相まって協調しながらやっていくというものの一つの証拠でございます。

午後零時五分休憩

午後一時開議

○武藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。石川香織君。

○石川香織委員 石川香織でございます。

引き続き、農地中間管理機構の改正案について質問をさせていただきます。

これまでの質疑の中でも、また、中間管理機構が発足するときの質疑の際には、私は議員として見ていたわけではありませんが、長い附帯決議等々を見ても、幾つかの点もやまやまというものが浮かんでくるというのが率直な感想であります。ぜひ修正案についても御議論いただきたいという思いにも尽きるんですけれども、このもやもや、いわゆる懸念がしつかり払拭をされるように、以下、質問をしてみたいと思います。

本法案が発足いたしましたから、土地の集約、集積を進めるに当たって、円滑化団体の役割は非常に大きかったものだと思います。この農地中間管理機構は新しい組織でありますから、しつかりこれが軌道に乗るよう、また、地元に着した円滑化団体が、土地を集積しよう、担い手を確保しようという機運を高めるといった重大な役割を果たしてきたと思います。

ただ、その一方で、中間管理機構がまだ存在感を発揮できていないのではないかとという現状も明らかになっています。

平成二十六年から二十九年までの機構の転貸面積、担い手に貸し付けた面積でありますけれども、これは累積で十八万五千ヘクタールとなっております。ただ、この累積転貸面積には、実質的な耕作者が機構の利用前後で変わらなというケースもありますので、政府の目標に対して機構がどのぐらい寄与したかという度合いを見るためには、機構による転貸面積というものに注目する必要があると思います。

それから、続きまして、今回の、計画を一つにするというところで、確かに農地バンクの一件当たりの業務量は減るかと思いますが、今までそれによつて使いにくいと言われていたものが使いやすくなるわけですから、利用件数はふえるということとを想定しているわけでございます。

ですから、一件当たりの利用時間が減って、利用件数がふえれば、むしろそれは役割は強まったというふうに考えているところでございまして、我々としても、そういうふうな役割を強めるという考え方で今回の改正を提案させていただいているところでございます。

○堀越委員 中間的受皿としてこれまで都道府県段階に設置された農地中間管理機構の業務について、細かく伺ってまいりました。

今回の改正案では、中間管理事業が面的集積と規模拡大を同時に達成することを目標とした施策で、現行のままだと農水省が示したKPIを達成することがますます困難であるということとを裏づけているんだと思います。

そして、冒頭にも述べさせていただきましたが、先週の委員会での議論や本日の議論を聞いてみると、両方しつかりと、都道府県段階とそして市町村と両方連携をしながらやっていかなければいけない、こういうところはもちろん重要だと思えますが、やはり、農地中間管理機構の都道府県段階での設置というのは、私は疑問を持たざるを得ない状況だと思っております。

当然、農地の集積、集約化、大変重要なことだと認識しておりますが、このまま本都道府県段階で組織を設置までして行うことが必要なのかというところを、やはりゼロベースも見据えた議論をこれから私たちは進めていくべきではないかなというふうに思っております。所感を述べさせていただきます。

○武藤委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

団体を想定しているところでございます。

○堀越委員 では、現行の中間管理法では、市町村が地域の農業者等による協議の場を設けることが明記されている中、本改正案では、市町村による、農地に関する地図を活用した農業者に関する情報提供や、農業委員会の役割の明確化について規定されております。これは、結局のところ、先ほどもお話ありましたけれども、現場をよく知っている、顔が見える、その地域の実情に精通している方が農地の集積、集約化の重要なキーパーソンであるということの裏返しだと私は思っております。

一方で、先ほどの質問にもあるように、本改正案において、農用地の借入れから貸付けまで同時に行う場合には農用地利用配分計画を不要とすること、また、農用地の貸付けを受けた者の中間管理機構への毎年度報告義務を廃止することなど、農地中間管理機構の役割が徐々に少なくなっていくように思えます。

そこで、現行法に比べ本改正案は、農地中間管理機構の役割より市町村等の役割が重要視されている内容だと私は思いますが、この点について農水省の見解、ぜひともお聞かせいただきたいと思っています。

○大澤政府参考人 お答えいたします。まさに、先生の御質問にもございましたように、農地バンクは、設立当初から、市町村に農用地利用配分計画の原案の作成を要請することができるという規定がありました。それに象徴的にあらわれておりますように、都道府県が市町村から二つ折りのもので考えているわけでは当初からございまして、市町村等と連携した事業の推進というのを当初から構想していたわけでございます。

今回の見直しはその連携を一層強化する目的で行うものでございまして、都道府県段階での組織の役割が減ったとか、市町村段階に回帰したとか、そういうことを考えているわけではございません。

こういう、市町村に協力を求めるという理由につきましては、市町村は人・農地プランの作成等を通じて地域に密着した利用調整を行ってきているので、密接に連携していくことが必要であるというふうに当時判断されたことによります。

実際上の数字でいきまして、配分計画案については、いろいろな精査はありますが、全ての都道府県におきまして市町村の協力を得ながら作成しているということでございます。

○堀越委員 ちょっと、一旦、細かい質問を続けさせていただきますが、本改正案では、農用地利用の配分計画案の提出等を求めることができる対象として、市町村に加えて、農用地の利用促進を行う者であつて省令で定める基準に適合するものとして市町村が指定するものを追加することとしております。

そこで、農林水産省令で定める基準について、現時点の想定で構わないので、できるだけ具体的に教えていただきたい。また、本改正案の概要を見ますと、実績のある旧円滑化団体が配分計画案を作成できるようにすると記載してありますが、それ以外の組織は指定されないのでしょうかということについて、重ねてお伺いしたいと思っています。

○大澤政府参考人 お答えいたします。

配分計画案の作成主体に追加する者としたしましては、ブロックローテーションや新規就農の促進と結びついた取組を行っている旧円滑化団体、また、農地の集積、集約化のために所有権を一時所有するというユニークな取組を行っている旧円滑化団体、それから、担い手である集落営農法人の設立を促進しているような旧円滑化団体、こういう者を想定してございます。

この規定につきましては、関係者との調整の中で、むしろ、全中、関係団体の方からこういうような位置づけをというように要望があったことを受けて設けておりますので、具体的な指定する者としては、旧円滑化団体のうち、先ほどお話ししたような特色ある取組を継続的に実施している

この事業がスタートいたしましたして、四年間における農地中間管理機構による転貸面積、新規の基準の面積はおおよそ七万ヘクタールでありまして、政府の目標に対してどれぐらいこの農地中間管理機構が寄与したかという度合いを計算いたしますと、一一・八％にとどまっています。まず、このことについての受けとめをお伺いしたいと思います。

○大澤政府参考人 お答えいたします。

先ほどから私も御説明申し上げており、我々自体は、農地バンクについては一定の成果は上げているというところはあるんですけども、まだまだ目標との関係でいきますと加速化しなきゃいけないというふうに認識しております。先生に御指摘いただいた、新規に農地バンクが担い手に集積した面積の数字を見ても、その思いを同じようにするというわけでございます。

そういうこともありまして、我々としては、今回の見直しで、農地バンクと、J A、農業委員会など、地域でコーディネーター役を担っている組織との連携を深めていく、一体となって農地集約化のための地域の話し合いを推進していくこと、予算面でもそれを後押しするために、特に中山間地域への対応を強化していくというようなことを今回の案に盛り込んでいくところでございます。

○石川(香)委員 一定の成果は上げているということでありましたけれども、市町村及び担い手に対して行ったアンケートでは、こういう結果も出ております。

市町村の七七％、担い手の八三％が、農地中間管理機構の事業が、農地の集積、集約化を進める上で軌道に乗っているところまでいっていないというふうな回答をしています。この農地の集積、集約化に関しまして、中間管理機構でも、若しくはそれ以外でも、どちらでもいいという回答をした市町村は四六％、担い手は四九％がどちらでもいいと回答したということで、このアンケートからも、農地中間管理機構の必要性をまだ半数以上の人が感じていないというデータが出ていますと思

います。

これまでの質疑の中でも、二〇二三年までの目標とされるいわゆる八割集積ということでありますけれども、この八割というのはどんな根拠であるのかということも再三質問がありました。が、すっきりとした答えがなかなか見当たらなかったのかなというふうに感じています。

集積率が上がったところでどういうメリットがあるのか、例えば、生産性が上がって、また、コストが下がったのかという点も、検証していないということではないかと思っておりますけれども、しっかりと示していないという中で、この農地中間管理機構の存在を頼りにしてくださいというのは、出し手、受け手ともに認識としてまだまだ難しいというところもあるのかなというふうに感じています。

今回の改正案で大変重要だと位置づけをされております地域の話し合いということでもありますけれども、まず、この地道な取組をどう促していくかということが、現実問題、一番重要だと思っております。

ただ、地域によつては、高齢化が進んで、担い手も明確化していない中で、話し合いをするところまで持っていくことも難しいという集落もあるかと思っております。こういった地域にはどうやって話し合いを進めていくんでしょうか。

○大澤政府参考人 お答えいたします。

例えば、北海道へ行きますと、十勝平野のような、担い手が非常に多くいらつしやうて、将来への希望を持っていらつしやうという地域はもちろんだと思いますが、やはり地域によつては、高齢化が進んで、担い手ももういない、あるいは非常に高齢化しているということで、それぞれでは、一体、話し合いをするとして、どういうふうに担い手を見つけていけばいいのかというふうな途方に暮れているところ、あるいは、そういうところもある中で、自分のことを考えて、地域のことをとすれば考えなくなっているところ、これも残念ながらあるというふうに考えていると

ころでございます。

即効性のある解決策というのはなかなか見出しがたいと思っておりますけれども、今回については、私ら、人・農地プランをどうやってたら実質化できるかというふうに考える中で、優良事例を幾つか、中山間地域も含めて見ましたところ、やはり地域内で、場合によつては農業委員、場合によつては市町村、場合によつては農協、それぞれいろいろあります。農地バンクがみずからやっている場合もありますけれども、アンケートをとる。非常に素朴な手法にも見えるかもしれませんけれども、まずアンケートをとる。その結果をその地域のいろいろな集まりの中で、出し方もいろいろ工夫しながら、一番典型的な手法というのは、地図に落とし込んでいく。落とし方にも、個人情報

の関係もありますから、いろいろなやり方を工夫されながらやっていく。

それで改めて、ともすれば、御高齢になりますと、御自分の家族の将来のことは考えてはいますけれども、地域の将来までは、思っていないんだけれどもなかなか、改めて問題がどこにあるかというのを感じていなかった、それが、地図を見ることによつて、非常に、やはり自分たちの生まれ育った地域をどうにかしなければいけない、こういう思いを新たにするに至ったと。あるいは、アンケートで、数字で見せられると、非常に、全体の中での自分の考えというのがどこにあるのかというのがよくわかるという御意見があった事例をよく目にさせていただきました。

こういうことを、やはり人・農地プラン、もちろん地域によつてはいろいろあると思いますが、でも、訓示規定という形で、法律の中で、その地図で状況をわかっていたかどうかということを明らかにすることによつて、国としては、こういうやり方でもやりましょうということをまず示していくということが大事だと思います。

その際にも、やはり、次に、じゃ、どういうステップを打つかということが大事だと思いますので、担い手の広域化に対応して、外からの担い

手について紹介できるようにしておくとか、あるいは、中山間地域の事業要件を緩和することによつて、今までの通常の要件ならできなかったことが、この要件ならやってみようと思うとか、そういうような取組を助長してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○石川(香)委員 ありがとうございます。

いわゆる条件不利地、中山間地についてどうするかということで、地域それぞれの特徴もしっかりと踏まえて、出し方も工夫をしていく、その上で地図を示してイメージできやすい状況をつくると、やる気を起こすというんでしょうか、そういうことも大事だというのは非常に共感が持てる考え方だと思います。

御答弁の中にもありました、人・農地プランの実質化というところについてもちょっとお伺いをしたいんですが、この実質化という言葉はこれまでも出てきておりますけれども、具体的に人・農地プランの実質化とはどんな内容を示すのか、また、実質化できていない人・農地プランと照らし合わせて、そこを改めてお伺いをしたいと思います。

○大澤政府参考人 お答えいたします。

まず、実質化されていないプランというのは、この委員会でも何度か御指摘させていただいておりましたが、現在できております人・農地プランの中で、農地の出し手が記載されていないもの、そういうものになりますと、やはり地域のひとと農地の将来の設計図とはなかなか言いがたいというふうなもの、例えば実質化されていないプランではないかというふうに認識をしております。

だからといって、これはまた、強制で全部の人名前と農地を書かせろというわけにはいきませんので、今回我々が考えております実質化というのは、結果というよりもむしろプロセスに着目したいというふうに考えてございます。

そのプロセスといえますのは、やはりコーディネーター役というのがいるかないか、そういうところで、今回農業委員会もコーディネーター役

として位置づけたいとか、そういうようなところをやらせていただいているということと、それから、先ほどお話しした地図をつくっていただく。これは予算も充実いたしました。

そういうようなプロセスを踏んだ上で、地域の、今回については、担い手が誰で、出し手が誰だとは求めません。農地がどこかというの、それをやると、農地の出し手の方は、もうおまへは引退しろと迫られているというふうな認識を持つていらつしやる場合もあるということですので、そこまで求めるのではなくて、大まかな方針で私らはいいと思うんですけれども、そのかわり、そういうプロセスを踏んで話し合いが行われて、地図もできていくということと、一つ一つステップを踏んでいくということを、この実質化を見る際の一つの基準にしていきたいというふうに考えているところでございます。

○石川(香)委員 人・農地プランを作成する上で、今言ったような話も非常にわかるんですが、やはり、コーディネーター役とかプロセスという言葉がありましたが、しっかりと現状をわかっている、現場をわかっている人という意味で、市町村の農業関係の職員の役割も大変重要だと思えます。

ただ、市町村の農業関係の職員は減っていく一方であります。平成二十九年では三万五千二百三十三人でありましたけれども、これは十年前に比べると一四・七％既に減少しているということでありまして、市町村の農業関係の職員が減る中、果たして期待される役割をしっかりと果たせるのかということと、また、市町村職員の人材不足についてもしっかりと対処していかなければいけないと思いますが、どう対処していくか、お聞かせいただきたいと思えます。大臣、お願いします。

○吉川国務大臣 これまでの市町村の農業関係職員は人・農地プランの話し合いのコーディネーターの役を担っていましたので、この職員の減少というのは、話し合いが活性化しない一つの原因であると考えております。

このため、今回の見直しにおきましては、人・農地プランづくりの体制及び支援策を拡充をして、市町村に対しては、農業者の年齢ですとか農業後継者の確保状況を把握するためのアンケートや地図作成に要する経費を、アルバイトの活用も含めて支援をいたします。

地域の話し合いをコーディネートできる者が不足する市町村に対しては、例えば普及指導員のOBなど、コーディネーターとして豊富な経験を有する者の派遣も支援をすることとしたしております。

新たに農業委員や農地利用最適化推進委員会・農地プランのコーディネーター役に位置づけて、平成三十一年度予算より、人・農地プランにかかわる活動また成果を重点的に支援をすることとしたしております。

○石川(香)委員 人・農地プランに関して、これをより充実させるためには、やはり市町村の存在抜きには語れないということだと思えます。

これまでの質疑の中でもたびたび指摘されてまいりましたけれども、そういった意味で、市町村に対する予算措置であったり人員措置というのは必要なことなのかなというふうに私も感じています。

この農地中間管理機構を通じて農地の貸し借りをする場合、法律の中で必ず何年以上の契約にしなければという記載はありませんけれども、十年間など一定期間の貸付けをするということが一つの目安になっていると思えます。また、一定期間契約するということは、認定農業者などとして責任を持つてその農地を利用していくということにもなるかと思えます。

しかし、一方で、新規就農者の半数が六十歳以上と言われているのですが、例えば定年後に農業をしたいと思っている場合、こういった条件に少し不安を感じるのではないかと懸念もありませんけれども、このあたりについてもお伺いしたいと思います。

○大澤政府参考人 お答えいたします。

農地バンクは、出し手から農地バンクが借りる貸付借契約と、それから農地バンクが担い手に貸す貸付借契約の二つの契約を結ぶこととなっておりますけれども、所有者から農地バンクに農地を貸し付ける、最初の契約につきましては、我々は、再配分を繰り返して集約を進めるためには長期の契約が必要だと思っておりますので、法律の要件ということでありませんが、例えば補助金であります機構集積協力金、あるいは固定資産税の軽減措置の際に、十年以上の長期になる期間ということの一つの要件として、それになるように促しているところであります。

先生御指摘の、農地バンクから担い手に貸すときについては、再配分の要請というのとはちよつと違いますので、それについては、我々はむしろ柔軟に考えているところでございます。

ただ、実態としては、長期の利用権設定の方が担い手の方が自由に経営活動が行えるということと、長期の利用権設定、十年以上の利用権設定が約八五％ございますが、裏返して言えば、一応、十年未満の利用権設定も一五％は存在するというところで、例えば新規就農に際しても、利用権の設定等々、柔軟な対応が必要な場合には柔軟な対応になるように、我々も考えて、留意してまいりたいと考えております。

○石川(香)委員 柔軟な対応ということでありました。

集積していくということでありますけれども、それぞれの地域であったり農地の特徴、それから農作物の違いによつては、この農地中間管理機構を一〇〇％利用することとしない、それぞれの事情に合った制度を持てるように幅を持たせるということも一つの選択肢ではないかなというふうにも感じています。例えば、水田と果樹とを比べてみましても、生産方法であったり管理方法は異なるということ、実際に集積の進みぐあいが異なっているということもあると思えます。

このそれぞれの事情によつて農地中間管理機構の仕組みが必ずしもマッチしないという場合もある

ということに対しての認識と、それから、こういう場合、目標に掲げている八割集積、こういう目標を掲げておりますけれども、どういうふうに進めていくのでしょうか。

○大澤政府参考人 お答えいたします。

まず、我々も、地域の主要作物の違いとか、そういう地域ごとの事情に応じたきめ細やかな対応というのが、農地バンクを進める際に必要であるというふうに考えてございます。

果樹につきましては、我々も数年前から、果樹の農地集積というのはほかの水田地帯とは大分違うということで、むしろ果樹の生産対策と一体となつて、よく生産部局とも連携しながら事業を推進していく方がいいのではないかとというふうに考えてございます。

そういう中で、一つアイデアとして今実行しておりますのが、果樹の産地協議会と農地バンクが連携して、計画的な園地の集積、集約化、例えば改植等とセットに農地の利用を考えていくというようなやり方をした場合に予算を優先配分するという仕組みを導入して推進したりしているところでございます。

そういうようなやり方を作物ごとに、事情があれば、そこを細かく、いろいろな対策と連携するということをやってまいりたいと思っております。

なお、ちよつと東北の例でいいますと、果樹産地は典型的には青森県と、例えば米が中心の秋田県を比べてみましても、両方とも円滑化団体から農地バンクへの移行がほぼ完了しているところとございまして、むしろ秋田県よりも青森県の方が円滑化団体の方が実績がかえつて少なくなつていくようなこともございまして、作物の事情と農地バンク以外の機関との関係という意味では、先ほども少し円滑化団体の総論の中でもお話ししましたけれども、作物と農地バンクの使い勝手のよさというのは必ずしも余り関係していないんじゃないかというのが我々の分析でございまして、先ほど、なお、いづれにしろ、地域の事情をよく分析

しながらやっていきたいと思っております。

○石川(香)委員 ありがとうございます。

次の質問は、先ほどの御答弁の中にもちょうど答えていただいた部分もありますので、ちよつと順番を変えさせていただきます。地域の集積協力金について伺いたいと思います。

これは、まとまった農地を中間管理機構に貸し付けた地域に対して交付する協力金でありますけれども、農地の担い手が見つからない中、地域の集積協力金では、中山間地域において交付単価を手厚いものにしてほしいと思います。これによつてどの程度中山間地域において集積又は集約化が進むというふうに見込んでいるのか、お答えをいただきたいと思ひます。

○大澤政府参考人 お答えいたします。

これは、土地改良法の改正によりまして機構関連の基盤整備事業が創設されたときも、今までではなかなか公共事業の要件に該当しなかったものが、例えば高知県の北川村などが典型的でございますけれども、要件の緩和によつて公共事業による基盤整備がやつとできるようになったということで活用された事例もあるということでございますので、今回の地域集積協力金につきましても、要件緩和でこれならできるといふ地域がふえることを我々としては想定しております。

見込みという形でいいますと、とりあえず三十一年度予算での積算を少し御紹介させていただきますと、最新の実績は二十九年度の実績がありますけれども、これは、地域集積協力金が中山間地域に交付された面積というのは、我々の推計では約一万一ヘクタールあったと思っておりますけれども、三十一年度予算におきましては、その要件緩和による利用者の増を見込みまして、平成二十九年度の三割増し程度の一・五万ヘクタールを一応予算としては見込んでおります。

予算を使わないで農地バンクが使われることもありますので、これだけではないと思ひますけれども、我々としては、とりあえずそういうような三割増みたいなものを目安としておりまして、翌

年度以降も実績を見ながらまた考えていきたい、こう思っております。

○石川(香)委員 この中山間地域につきましては、集積、集約化、また担い手の確保ということも含めてやはり配慮を手厚いものにしていかなくてはいいなと思ひますので、引き続きお願いをしたいと思ひます。

続いては、認定農業者の統計ということで、ちよつと違う方面から質問させていただきたいと思ひます。

これまでは、複数県で認定農業者になった場合、各都道府県ごとにそれぞれ一とカウントされていましたけれども、今後は、広域で農業をする場合、まとめて一とカウントされることになりま

す。今までの認定農業者の統計方法と異なるわけでありまけれども、これまでの広域認定農業者の人数の把握はきちんとできているかということと、また、カウソントの仕方が変わりますと、当然、単純に認定農業者の人数が統計上は減るということになると思ひますけれども、どのような推移になるのかという見通しについてもお伺ひをしたいと思います。

○大澤政府参考人 まず、先ほどの答弁で、数字について言い違いがございまして、一万一と答弁したようでございしますが、正しくは一万一千、一・一万ということですので、訂正させていただきます。

御質問でございしますけれども、まず、どの程度かということにつきましては、認定農業者自体の統計は、これは市町村の自治事務でありまして、なかなかできないんですが、農地所有適格法人につきましては、どの範囲で経営をしているかというデータがございしますので、それを見てもみますと、平成二十九年度現在で、市町村の区域を超えて農用地を利用する農地所有適格法人は約二千ございします。ですので、少なくともこの程度の数が二以上の市町村で農業経営改善計画の認定を受ける農業者として出てくる可能性があるというふう

に認識しております。

認定農業者につきましては、御指摘のとおりだと思ひますが、今まで、市町村が計画認定した件数を、計画が一つあると認定農業者一人というふうな、一応、ある意味で擬制をして統計上も報告をしていただけてございします。

それと同じやり方でやりますと、今度は、御指摘のとおり、複数の市町村内で農業経営を営む農業者が、一つの計画で済むようになりますと、計画数が徐々に減ってくるということになります。

経営改善計画の期間は五年間で更新されていきますので、そういう意味では、五年間に分けて少しずつ計画が減ってくるというふうになります。

その際に、今回こういう制度を導入したときに、認定農業者数の数という形で御報告するのか、それとも認定農業計画数という形で御報告するのか、その統計のお示しの仕方については今後検討してまいりたいというふうにご覧でございます。

○石川(香)委員 ありがとうございます。

では、時間がなくなりましたので、最後の質問をさせていただきます。

青年等就農資金について、償還期限を十二年以内から十七年以内ということに延長することになりました。こういった希望が多かったということも、この件についてはいいかと思うんですけども、この法律改正以前にこの就農資金を利用した人たちからも、償還期間を延長してほしいという声も実際上がっておりますが、この課題について、見直しすべく検討することはできないか、お伺ひしたいと思います。

○大澤政府参考人 お答えいたします。

これにつきましては、融資というものは、個々の融資の審査ごとに、償還能力等を考慮しまして、計画を審査した上で償還期限というのが設定されておりますので、全体の制度が延びたからといって、それが直ちに個々の農業者ごとの償還能力に影響するということではございませんので、個々の計画を審査した上で決定された償還期限内で返

済していただくというのが融資の基本ではないかというふうにご覧でございます。

○石川(香)委員 質問を終わります。ありがとうございます。

○武藤委員長 次に、関健一郎君。

○関健委員 国民民主党、関健一郎です。

委員長並びに理事の皆様におかれましては、質問の機会をいただきましたこと、御礼を申し上げます。

早速、農地中間管理機構の質問にすぐ入る予定だったんですが、豚コレラの疑似患者が発見された。委員長の地元、岐阜県でもありますし、また、生産者の皆さんにおかれましては、またさらなるストレスだと思ひますので、心からお見舞い申し上げますとともに、完全なる封じ込め、一刻も早い封じ込めを強く進めることをお願い申し上げます。

そして、この局面になって、いろいろな新聞報道でもありますが、豚の生産者はもとより、ジビエ、つまりイノシシのお肉を使った料理とか、そういうもので町おこしをしようなんてやつておられる皆様にもだんだん影響がはじめています。ですから、これは実は、地元の皆さんが地域活性化と鳥獣被害のうまく合わさった形で地帯活性化につないである全国の成功例がたくさんあって、まさにそういうところに、せっかくみんなが知恵を絞って、それぞれの個性を出した地域の経済が回り始めているところに今この豚コレラの話ですので、政府としても、できる支援はきめ細かにやつていただきたい、ということをお願ひを申し上げます、質疑に移らせていただきます。

農地中間管理機構についてお尋ねをいたします。

私は地元が農業王国豊橋なんですけれども、水田、稲作というのは余りなくて、ただ、その中でも頑張っているという皆さんが何人かおられて、そういう方々から取材をした中で、きょう質問をさせていただきます。

まず、そもそのこの機構のポイントとは、私もずっと前に集落営農で集積、集約を成功した例などというのを取材させてもらったことがあるんですけど、ばらばらにあって、次、あっち行かなきゃいけない、こっち行かなきゃいけない、そういうのを面的に集約をして、より規模拡大とか生産性を上げたという人たちにほんとと預けることができる。これは、まさに一定の意味はあったんだと思います。

ただ、そもそも土地を貸す、貸さないというのは、これこそ皆さんの方がよく御存じだと思いますが、どこの誰だそいつは、あそこに住んでいる何々さんのせがれか、だつたら貸してやる、そいつのことを知らぬから貸さない、こんな話は多々ある。まあ、気持ちにはよくわかるんですけども。

だからこそ、そもそも市町村、一番細かい現場のレベルで議論が進んで話合いとか協議の場が持たれななきゃいけないところで、この都道府県レベルでということが根本的な制度矛盾を抱えているんだという問題意識を前提に質問をさせていたいただきたいと思います。

このお出しをいただいた改正法律案の概要の中で、地域における農業者等による協議の場の実質化というのがあると思います。

これは、やはり生産者の方の話を聞くと、どこに行けば土地の情報を知ることができるのか、それは、いつ、どこで、誰に聞けばいいんだと。そういうところからまだ始まっているわけですね。それは、土地を出す方も、土地を受ける方も、そしてあつせんをしたいと思います皆さんも、共通の場のようなものが大事だと。僕、その問題点は共有できるというか、なるほどと思うんですけども、どういふうにその情報交換というの

は行われるのか教えてください。

して、その中でも愛知県というのは非常に特色のある取組を行っていたところでございます。その反面、農地バンク、農地バンク自身は、集落で全体として法人化を進めるなど、ポイントを絞った集積方法をやっているということで、特色はあるんですけども、ともすれば、やはりその二つがうまく共存していなかったというのは、実際にも、これは豊橋ではございませんで、安城に出張させていただきましたけれども、そこでもつぶさに見させていたるところでございます。

そういう中で、関係の農協の方々ともいろいろ話をさせていただきました。農地バンク一体化はいいんだけど、先生の御指摘のとおり、農家の方がまずどこに行けばいいの、それをもう少しちゃんと看板も統一して出すべきじゃないかと、そういうような御指摘もいただきましたが、今、実際に統合一体化をどういふうに実務レベルで落としていこうかというのを、愛知モデルも参考にさせていただきながら、具体的に構想をしているところでございます。

この場所という共通の場所、そういう御指摘は非常に貴重だと思っております。そういう場をつくりたいと思っております。現時点において、農地バンクがそういう、ここに行けば農家の人はわかるというふうには、県庁所在地に行けばわかるというのでは到底現実には合わないと思っておりますので、現実にはそこで行っているとは認識しております。今後、統合一体化を進める中で、農協になるのか、市町村になるのか、地域ごとにも状況は違うと思います。土地改良区がいい場合もあるかもしれません。そういうのをよく詰めていきたいというふうにご覧いただけます。

○関(健)委員 ありがとうございます。ちよつと前後しましたけれども、大澤局長、一日ぶつ通し、頑張ってください。お疲れさまです。

次の質問に移らせていただきます。

今私が申し上げた質問というのは、実は生産者の皆さんの共通の問題意識でもありまして、

ちよつと質問が前後しますけれども、伺いますね。

自分が、あそこちよつと耕作放棄地っぽくなってきたところを借りたというときに、JAに行けばいいの、市町村に行けばいいの、農地バンクに行けばいいの。どこも主体的な責任を持っていないから、それはちよつとわからないみたい、たらい回し状態のことがあるわけですね。これは大きな問題だと思っております。

それに関して、今回、改正点があるんですね。

○大澤政府参考人 お答えいたします。

担い手農家の方々からまさにそういうような御指摘をいただいているところでございますし、具体、個別名は申し上げませんが、この機関なら行きたいけれども、この機関なら行きたいけれども、この機関なら行きたいけれども、というふうなところもあるというふうにご承知をしております。

今回、そういう実態もなるべく解消するように、統合一体化というのを打ち出させていたいただいておりまして、どこに行っても最終の農地のリストは一つになる、これを理想としていきたいというふうにご覧いただけます。

○関(健)委員 やはり生産者の皆さんは土の、圃場に行きたいわけで、そういういろいろなところを回って、生産者の、オーナーさんのところを回って、ここを貸してくださいという時間、たくさん時間を浪費するというのは彼らにとっても強い問題意識です。今おっしゃられたとおり、ワンストップで、ここに行けばどの誰さんでということができるというのはすぐにでもやるべきことだと思っております。そこはしっかり進めていただきたいと思っております。

また、これまで集積化、集約化というのは一定の効果はあると思うんです。その中で、今までは集落とかを単位として集約化というのは進めればよかったと思うんです。ところが、一定程度進んでくると、集落規模を超えた大規模生産者の入った

ち同士のコミュニケーションとか、そういうことが必要になってくるし、複数の集落間での集積というのが次は必要になってくると思うんですけども、こういう場、大規模な集約を進めつつある、つまり、一定程度頑張ってもう一歩先へという人たちがコミュニケーションをとる場所、つまり協議の場の実質化が必要だと思うんですけども、これについての認識をお聞かせください。

○大澤政府参考人 お答えいたします。

現在、人・農地プラン実質化のための話合いをどう進めていくかということで、各地域とも議論しているところでございます。

私がいろいろ見ているところで、どうも幾つかの、これはまだ全体的に一般化できないかもしれないけれども、どうも、集落、地域ごとの、ある意味で農地集積の機運の幾つかの段階があるような感じがいたしております。

全く機運がないところについては、やはり地域の方々が何か取っかかりをつくって話合いをつくるということが、ある意味では、担い手中心というよりも出し手中心でまずやるということが効果的な場合が多いのではないかな、それが第一段階だと思っております。

その際には、人・農地プランのために集まるんだという中ではなかなか集まらないところがありますので、例えば中山間地域直接支払交付金の集落協定を議論する場であるとか、あるいは、先ほどの果樹の例でいえば、果樹の産地の構造改革計画というのをつくっておりますので、そこでまず果樹農家が中心に集まっていますので、そういう場がいいとか、そういうようなやり方。これはもう、そういう意味では集落中心という場合があります。

それから、担い手が外から入ってくる場合、あるいは複数の集落が実質上一つになってくる場合、これもいろいろな段階があると思います。入ってはくるんだけど、なかなか集落全体と一体化まではいっていない場合というときには、

担い手の方々は、むしろ集落の話し合いになると埋もれてしまう可能性があるという場合もあります。そういう場合を考慮して、我々については、場合によっては、そこは集落の話し合いとは別に、担い手の話し合いというのでもあわせてやってみたらどうかというようなアイデアを今持っておりまして、それをまた地方と意見交換をさせていただきたい。

さらに、第三段階としては、複数集落で入り作、出作が複数あつて、一つの集落のように、複数の集落が一つの地域のように見える場合であります。これでしたら、また逆に複数集落で議論をしていくということがありますので、我々としては、集落の段階に応じて必要な措置をとるような指導をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○関健委員 いろいろな現場を調査しておられたらならぬということが今よく感じ取れたんですけれども、確かにおっしゃるとおり、担い手の方が埋もれてしまうというのは、これは結構あることで、結構頑張ろうとしている人がいきなり来て、何だうるさいなみたいな、こういうことにもやはりなつちやったりすることが多いんですよ。

ですから、今のお答えに対しての質問なんですけれども、一定の集積が進んでいる地域は、やはり、おっしゃったとおり、地区という意味合いが余りなくなつてきて集積、集約化が進んでいるというのはあると思うんですね。

そうするところの次の段階として、担い手同士を組織化する、つまり、その地域の人たちの議論というよりは、それぞれ集約化した担い手、この担い手同士が集まった協議の場、いわゆる協議の場の実質化、こういう人たちが面的な集約化というのを進めようということをすれば、より集積、集約というのが進むし、面が大きくなるんじゃないかと思うんですけれども、担い手同士の協議の場の実質化、これについてはどうお考えでしょうか。

○大澤政府参考人 お答えいたします。

出し手が担い手を交換、例えば、担い手同士で農地を交換することにも余り意識を持ってもらえないような地域においては、担い手中心でそういうことをやるということも大事だと思っております。

ただ、今この人に十年以上質しているけれども、別の人と交換して別の人が出てくると、また少しこれは、ちょっと気持ち的になかなか納得感がないかないということになれば、地域の話し合いとうまく組み合わせる必要が必要がある、これもレベルごとに違うのではないかなと思っております。

それはともかくとして、いずれにしろ、各地域におきまして、担い手同士の農地交換のニーズが高まっております。これは農地の集約化に直接つながるものだというふうに思っております。

ということと、今回の機構集積協力金の見直しにおきまして、新たに集約化タイプというものを創設いたしました。担い手同士の農地交換に助成金を交付する、こういうような取組を枠組みとして入れておりますので、こういうことも進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○関健委員 一刻も早く、集積をして生産性を高めて攻めの農業をしたいという人はたくさんいますので、そういう人たちが使いやすいように、ワンストップでいいところにすぐ手が、かゆいところに手が届くじゃないですか、そういう仕組みにするようにお願いをいたします。

そして、ちょっと質問が飛ぶんですけども、そもそも論に移つて、農地の賃貸借契約なんですか、これは機構を通さずに市町村レベルで行う方が効率的ではないかという指摘もありますし、今の議論、ますます担い手が大きくなつていく中で、機構を通すよりも市町村でいった方がいいんじゃないか、こういう話は少なくなつて、それについての認識を伺います。

○大澤政府参考人 お答えいたします。これにつきましても、その地域に担い手がいる

かないか、将来的にどうか等々によりまして大分様相が違つてくるというふうに思っております。

先ほど私も伺つたというふうにお話をしました。安城におきましては、まさに地域のブロックローテーションというのがしっかりと農協主導で確立されておりますので、むしろ本当に地域に任せたい方があるというふうに関係者も自負しておりますし、逆に、機構の方にも取材をしましていただいても、ああいうような地域はむしろそちらでやっていただいて、機構はそういう体制が整っていないところを集中してやりたい、こういう役割分担をしたいということでございますので、その安城のような例でありましたら、それこそ、今回の案に基づきます配分計画の案をつくる主体として、第一の候補に挙げられているというふうに思っております。

ただし、市町村レベルだけでいいかというところ、そこはまたそう割り切れないところがございます。先ほど先生も御指摘のありました担い手同士の農地交換とか、それから複数市町村で担い手が活動しているとか、そういう場合になりますと、市町村であると、担い手であっても、隣の人であるとなかなか認知されないという面もありますので、そういう面もありますので、我々としては、市町村だけとかあるいは都道府県だけとかいうよりも、やはり総合的な体制が一番ふさわしいのではないかとこのように考えてございます。

○関健委員 おっしゃるとおり、ケース・バイ・ケースなんですけれども、私の豊橋というところは、隣に湖西市という静岡県のあるが、頑張っている人は、ちょっと湖西へ行つてくるわみたいな、行政区分なんかを超えて活動しておられるんですね。

だから、そういう方々も、おっしゃるとおり、そういう区分にこだわらず、例えば担い手単位の協議の場とか、いろいろな側面からの協議の場の実質化ということがやはり求められていると思ひますので、結論としては、やはりわかりやすく、

ワンストップで拡大したい、政府の意向にも合うような、集積、集約を進めたいという方が使いやすいようなサービスにしていきたいことが肝要なんだと思います。

次の質問に移らせていただきますが、機構集積協力金について質問をさせていただきます。

単価の見える化や中山間地域についての緩和などを行い、地域タイプに重点化、一元化を図るという方向だと理解をしておりますけれども、制度の独自性、これは農地集約というところにあるわけですが、一定の集約化が進んでいる以上、今後、集約が、更に実績が上がるかどうかというのは心もとありませんが、見通しを伺います。

○大澤政府参考人 お答えいたします。

先ほど、中山間地域での事業の利用が三割程度伸びる見込みとして考えているというお話をさせていただきましたけれども、そのときも御紹介しました、例えば高知県の北川村におきましては、対象農地面積約六ヘクタールで公共事業がこの機構関連事業としてやることでできたということで、六ヘクタールとなりますと、土地改良法の改正前では通常の公共事業としては実施できなかったものですから、そういう要件の緩和によって、やはり事業をやってみようということが一定程度は我々が出てくるということを考えまして、三割程度の増額を予算として措置しているということでございます。

○関健委員 今後、後継者を確保することができない大規模経営の経営者の離農というのは多発することが予想されますし、僕の地元でもそういうパターンはあるんです。個別経営者同士の農地集積のやりとり、それも先ほどちょっと触れましたけれども、個別の経営者同士での農地集積のやりとりというのはほとんどないんだと思ひます、そうおっしゃつておられましたけれども。集落単位での集積から大きく変わろうとしていて、中山間地域での緩和というふうにありますけれども、中山間地域の集積、集約と担い手育成というものは機構の事業とは別に考えるべきものだと

と私は考えているんですけども、認識を伺います。

○大澤政府参考人 お答えいたします。

確かに、担い手育成自身が機構事業と完全に重なるということはないと思います。

ただ、機構事業が一つのきっかけとなって、例えば、新しい作物を導入することによって担い手が生み出されていくとか、あるいは、外部の販路を持つている方が中山間地域にも入ってきて、それによって新しい担い手として認知されていくとか、そういう場合はあると思いますので、全く無関係ということではないと思いますが、おっしゃるとおり、いろいろなやり方をもって、担い手育成というのは、育っていくことが必要だと考えています。

それから、先ほど、大規模経営が突然後継者を確保できなくて離農してしまう、このリスクは確かにふえてくると思っておりますが、そういうときに、個別経営者間の農地集積だけですと、例えば、突然御病氣になって突然農地が耕作できないようになりますと、その農家の方も、その周辺にいらっしゃる方は途方に暮れてしまうわけです、そこが耕作放棄地になってしまうかもしれないということでありますけれども。

機構がかんでいたでいて、機構を通じて貸すということになれば、そこは、当面、担い手がいなくなれば機構に戻ってきますので、その機構が新しい担い手を探していくという形で仲立ちをするという機能も今後の機構の業務としては重要な部分になってくるというふうに考えております。

○関(健)委員 次の質問に移らせていただきます。

小作料の統一ということについて質問させていただきます。

農地の交換で面的集約を図るには、小作料の統一というのが必要になってくると思っておりますけれども、小作料が無料の農地というのがふえているんです、都市近郊とか中山間とかではそうすけれども、これは借り手にとってはいいわけすけれども、

ども、ただのところとただじゃないところというのはなかなか厳しくて、例えば、世代交代すると、今までただで借りていたのに借りれないとか、その逆もあって、今後、小作料の統一をめぐるトラブル、課題というのはいろいろ起きてくるんじゃないかという懸念があるんですけれども、御所見を伺います。

○大澤政府参考人 まず、一般論で申しますと、小作料の統一というのはなかなか難しい課題ではないかと思えます。

例えば、施設園芸を行っている土地と飼料作物をつくっている土地が同じ地代に統一しなきゃいけないというのは、これはなかなか現実性がない話でございます。そういうときは、交換するにしても、面積を大きくしたり小さくしたりして調整していくということになると思えますので、小作料の統一だけが農地の利用の集積に、唯一の解法ということまでではないと思っております。

その上で、今の使用貸借の問題についてお答えいたしますと、確かに、中山間地域など条件不利な地域においては、むしろ小作料を無料にしてくれないと貸してくれないというような事情があつて、これは使用貸借というのが使われている。実績といたしまして、わずかですけれども、増加傾向にある。平成二十八年では全部の貸借のうちの一八%ぐらいを占めているというふう

考えてございます。

○関(健)委員 今の議論に関連して、二つ、私、ちよつと問題点というか、私が調べていて感じた懸念についてお話しさせていただくんですけれども、一つは、借り手からの地代の減額請求とか、地代未収問題とかというのは起きないのかなという点をちよつと説明させていただきますね。

これは、借り手、つくつていた人が、例えば米の価格が下がっちゃったから、今までこの値段で借りていたけれども、もうちよつと賃料を下げてくれねえかということをおっしゃったとします。そうすると、やはり、この機構の特性上、真ん中に入っているわけですよ。そうすると、減額してくれないかということは今度オーナーに言うのは機構の役割になるわけですよ。そうすると、この機構が活発に活性化すればするほど、そういう業務はふえていく懸念があるわけですよ。

つまり、借り手からの減額請求、こういうのは全部機構がやるということと、まず、私の理解が正しいのか。そうなのであれば、今後たくさん、活発に機構が動けば動くほど、それを解消していくか消化できるパワーはあるのか。その二つについてお尋ねします。

○大澤政府参考人 御指摘のような例につきましては、現状において、何か統一的に農地バンクがやるとか農地バンクがやらないとかいうルールが決まっているわけではございませんで、地域ごとにいろいろさまざまでございます。

ただ、担い手の方々からは、せつかく機構に貸して、それこそ担い手のために出し手と直接交渉しない方がいいというルールをつくつていただいているのであれば、そういうようないろいろな個別の賃料の問題等についても機構が仲立ちになってくれというような要望が出てきているような地域は幾つかございます。

地域の近傍の農地価格を標準に農地バンクが賃料を幾つかの段階に分けて設定している例が多いと思っておりますけれども、将来そういうようなニーズが出てくることもあると思いますので、農

地バンクの取扱面積がふえた場合に、ではどうしていくかということは、少し、今それほど大きな問題として全国的に出ているというわけではありませんが、頭の体操は今からしておくと、問題だというふうには認識しております。

○関(健)委員 今のは、借り手から機構というところについての問題点、私なりに考えた問題点を提案、提言させていただいたんです。

次は、機構から貸し手、オーナーさんにとつて、地代の円滑な支払いというのが課題になるんじゃないかなというのが私の問題意識なんです。どういふことかという、これは実際にあつたんですけれども、貸し手の方が亡くなつたやつたんですね。これを次の方に相続されたわけすけれども、今までの振り込み口座とか変えなきゃいけないわけすよね、その地代。ただ、それが、それですう大分手間取つたわけす。せがれさんが東京にいて、その分どうするんだみたいな感じになつたやつたわけすけれども。

これも先ほどと同じで、これからどんどん高齢化とかが進んでいっている中で、こういう代がわりとか地代の円滑な支払いというのも、先ほどの上流と下流の、こつちのバージョンの話ですけれども、機構が責任を持って、支払いということも責任を持つのであれば、この機構が活性化すればするほど、その業務はふえてくると思うんです。これについての認識を伺います。

○大澤政府参考人 お答えいたします。

機構が結んでる出し手との契約につきましまして、これは、仮に出し手がお亡くなりになつた場合でも、相続人にその契約が承継されますので、そのときに直ちに条件を変えてくれとか解約してくれということは認められませんが、あとは、条件が長期の、例えば十年で賃貸借契約を結ばれていたときのその更新期にどうするかという問題であると思えます。

ですから、いずれにしろ、取扱面積がふえればそういう業務がふえる可能性はもちろんあるわけでございますので、そういうときにつきまして

も、標準的な解決方法を国が示すとか、いろいろなやり方があると思いますので、そこについては工夫してまいりたいというふうに考えてございます。

○関(健)委員 活性化するであろうという、おっしゃる前提に乗っての質問ですので、これはぜひ頭の体操をしていただければと思います。

次の質問に移らせていただきます。

土地の貸し手の皆さんにこの制度の認知率がどれぐらいかという話について伺いたいんですけども、私がこの話をする、何それと言うオーナーさんが結構いて、そんな制度があるなら貸すよと言う人も結構いました。

認知率はどのぐらいなのでしょう。

○大澤政府参考人 お答えいたします。

農地バンクにつきましては、さまざまな活動状況に対するアンケート調査を行っておりますけれども、市町村への平成二十九年度のアンケート調査によりますと、地域の農地所有者、出し手に農地バンクがどれだけ認識されているかというものについては、全国平均の数値ですと、認識している又はある程度認識しているが七七%、ほとんど認識していないが二三%という状況になっております。

愛知県におきましては、認知している又はある程度認知しているが五六%、ほとんど認識していないが四四%ということで、全国と比べても認知度が低い状況にあります。

これは、愛知県においては、やはり、他の多くの県と異なっており、農地バンク事業よりも、JA等が実施している農地利用集積円滑化団体の事業の方が利用先が多い地域があるということが影響しているというふうに考えてございます。

○関(健)委員 認知拡大に向けた取組もお願いいたします。

次は、担い手の皆さんにとっていわゆる農地バンクの満足感が非常に低いという話をさせていただきたいんです。

不動産屋さんでいうと、駅から歩いて三十分と

か築四十年とか、そんなような物件ばかりある。すごく駅から近くて築五年以内の物件は、相対というか、何々さんに貸すとか、もう市町村の窓口で勝手に終わっているとか、JAの地元をいっばい回っている人が何屋さんのところがあるというように感じ、良好な物件はそういうところで取引が終わってしまっていて、担い手さんで、いろいろなところを生産拡大をしようという、集積、集約にも貢献しようというところで、いざそこを見て、いや、この角地はつらいですわみたいな、そういうのばかりだということですね。

ですから、情報の質とか新鮮度、これについての改善の余地は大いにありますという話をよく聞くんですが、御認識を伺います。

○大澤政府参考人 お答えいたします。

愛知県の特殊性もありますし、機構全体の、この委員会で御議論いただいているような、まだまだ活動が緒に付いたばかりであるという面もありまして、今の御指摘は、本当に、一部我々も聞いているところでございます。

ただ、どうしても、条件のいいところが相対等々出てくるというのは一般の土地の場合にもある程度はあろうかと思っておりますが、やはり、条件の悪い土地だけが農地バンクが持つというところであれば、農地バンクの普及度にもかかわりますので、今回の見直しも含めまして、もう少し地域で認知度が上がるような取組をさせていただきたいというふうに考えてございます。

○関(健)委員 おっしゃる通りだと思いますし、普通の土地だって、人気があるところはみんな目をつけて事前に情報をとってやるといいますのは、これは当たり前で、その一方で、やはり担い手の皆さんがワンストップでいこうという、これは非常に便利だし、合理的であると思えますので、これは、窓口の一本化、そしてシンプルに、いい物件を鮮度よくというのが大事なことです。

そして、最後に大臣にお尋ねをさせていただき

この農地中間管理事業全体に関してですけれども、平成二十六年の農地バンク創設以来の集積が上昇しているという前提のもと、二三年の八割集積目標達成というのを掲げておられます。

この質疑の中でも、さらなる集約の加速化というのなかなか難しいのかなという認識で質問させていただきましたが、大臣、改めて、八〇%への決意を、決意というか、できるんでしょうか。教えてください。

○吉川国務大臣 平成二十九年度現在、担い手への農地集積でありますけれども、これは、先ほどから申し上げておりますように、五五・二%となっておりまして。

二〇二三年に今御指摘をいただきました八割を集積するためには、相当程度この事業を加速化しなければならぬことも事実でございます。

今後、相当程度の農業者が高齢のためリタイアすることを考えますと、農業が持続的に発展するためには、一刻も早く担い手が相当程度の農地を使いやすい形で利用していく必要があると考えております。

今回の見直しによりまして、地域の関係者が一体となって地域農業の将来の設計図である人・農地プランをつくることによりまして、担い手に農地を集積、集約化する機運を各地で盛り上げていかなければなりません。

中山間地域における協力の要件緩和等によって、国もそうした地域の動きを全面的にサポートをし、さらに、農地バンクの手続簡素化や、実績のあるJA等との連携の強化等によって使い勝手を改善することによりまして、担い手による農地利用のさらなる集積、集約化に取り組みまして、集積目標に向けまして更に今後とも努力をしてまいりたいと思っております。

○関(健)委員 終わります。ありがとうございます。

○武藤委員長 次に、緑川貴士君。

○緑川委員 皆様、午後の質疑、大変お疲れさまでございます。国民民主党・無所属クラブの緑川

貴士と申します。

私の地元、皆様にもお伝えしている、御承知であればうれしいですが、地元が秋田県であります。二十五ある市町村のうちの実に十六の市町村が中山間地域というくくりになります。広大で、かつ、作業が難しい、厳しい条件のところが多い農地で展開されている農業、その問題意識に立つて、今回のいわゆる農地バンク法の改正案、お尋ねをしたいというふうに思います。

この中山間地域の主な指標が、資料の①、早速ごらんをいただきたいんですが、日本の農地の面積、そして農業産出額の四割を占めるのが中山間地域であります。全農家の四四%、また、年々減っておりますが、二〇一五年時点では九十五万戸余りの地域の農家が食料の安定供給に重要な役割を果たしております。

加えて、近年のインバウンド、年間三千万人を超える、日本を訪れる外国人観光客の数が伸びてきています。

彼らが注目しているのが、秋田のように、日本の原風景が広がっている農村地域であるとか、また民俗芸能、地域に根づく食文化であります。そうした昔ながらの日本のよさが色濃く残っている地域に関心を持っているわけでありまして、そこで食事を楽しんだり、あるいは宿泊をしたり、そこでお金を落とす、そうした観光客がふえている。

何と云っても、インバウンドの効果、外国人が訪れた地域では農業の生産額がふえる、そして、そこでできた農産物として加工品が世界に輸出される、その輸出の量も伸びてきている、この関連性があるということが最近の研究でも明らかになっているところでございます。

皆さん、資料②をまたごらんいただくと確認できるんですが、一方で、中山間地域の農業というのは、やはり平地に比べれば大規模化が難しいわけなんです。そうした地域でも、グローバル化を逆手にとる、そうした地域の特性を生かした多様な農業を守っていくということが、日本の

農業を支えることになるというふうに私は考えています。

この多様性の象徴でもある中山間地域の農業ですけれども、指標の上では農地であっても、やはり今、実際は耕作をされていない耕作放棄地というところが多くなっております。

そういう点で、この中山間地域の担い手への農地の集積、集約化を図っていく。その土地の活用率が一般の農地、平地の農地より低い、例えば五分の一以下であったとしても、地域の集積協力金、交付金が受けられる。

この中山間地域では、もちろん小規模な田んぼ、そして畑が多い、集積が進みにくい上に機械も入れにくい、農業の効率化も進んでいきにくい、作業のスキルも求められる、こういう集約後の作業条件が厳しい中で受け手探しというのは、これは中山間地域ではより深刻なわけです。

通告で最後にしていたんですが、まずこの中山間地域の支援について伺いたいと思うんですけれども、この協力を得る要件をたとえ今回の見直しで軽減をしたとしても、それでも厳しいというのが、今の話のとおり、実情であります。そこで、実質化を図るというのであれば、やはり受け手となる生産者への直接支払い金というものを拡充させる方向というのが近道であるというふうに考えておりますけれども、大臣の御所感を伺います。

○吉川国務大臣 中山間地域につきましては、平場の土地利用型農業の地域に比べて担い手への農地集積がおくれている状況であるために、中山間地域の対応を強化する必要があると認識をいたしております。

このため、今回の見直しにおきましては、人・農地プラン策定に向けた地域の徹底した話し合いによりまして、地域主導で将来の農地利用のあり方とその担い手を生み出していくことといたしております。さらに、予算面でありましても、受け手への支援にも使える地域集積協力金の単価を二割引き上げておりますとともに、中山間地域

における農地の最低集積条件を平場に比べて五分の一に緩和をいたしまして、中山間地域における生産者の取組を助長することとしたところでございます。

○緑川委員 私、先ほど、済みません、五分の一以下と言つてしまつたんですが、以下をちよつと除いていただきたいというふうに思います。

この単価の引上げという中でも、前回の農地バンク法から比べると、出し手への支援から受け手への支援というものに、やはりより一層重きを置いていくべきであるというふうに思います。それを受けた法改正の中身にも一部なっているわけですから、その受け手として期待をされているのが、その一つが集落営農組織であります。

資料の④をまたごらんいただきたいんですが、これも、この集落営農組織、一部法人化が進んでいる。確かに数字の上ではふえているとはいって、非法人と比べて、トータルとしては横ばいでありま。

家族経営が寄り集まつて構成されているような集落営農が多くあるわけです。高齢化が進んで解散するところも年々ふえていますね。やはり、後継者不在が本質的な問題であります。

私の地元、先日、地域を回つていたので、私も、そのときに農家の親子にお会いをしました。去年の田植の時期だったんですが、関東から戻つてきて、田植を、田植機に息子さんが乗つて、少し曲がりながらも前に進めて操縦をしていて、それを父親があと道から見守つていてという光景に出くわしまして、御挨拶もさせていただいたんですが。

そういう、親子でこれから家族経営、家族営農をしていくんだと。それがきっかけで秋田に定着をするケースもあると思いますし、あるいは、別のところでは、親子二人三脚で営農しているところでも、将来に対して、営農への将来の不安を抱えている、戸惑いながらも従事している若手の息子さん、農家さんもらつちやる。あるいは、継ぐとは言つていないけれどもまだ気持ちが固まつ

ていない、結果としてそれが、継がないという選択肢もとるような場合もあると思うんですね。

しかしながら、とにかく一旦農業と向き合つてみる、こういう機会を地域で意識的につくつていくことというのが私は大事だということに思っています。地域で頑張る農家を、その背中を見ながら育ててきた家族、お子さんもらつちやいますけれども、その親と、また後継者の世代が、地域の人も交えながら合意形成をしていく、その一つ一つの物事を少しずつ前に進めていく、こういうことが必要なのではないかというふうに思っています。

そういう観点からの協議の場の実質化、話し合いの充実というところ、そういうところの観点、その意識を持つていくことがとても重要であるというふうに思うんですが、地域の農業事情は違いますが、大臣、北海道の営農状況、家族経営などの状況も踏まえて、ぜひ御所感を伺いたしたいと思います。いかがでしょうか。

○吉川国務大臣 委員の御指摘のとおり、人・農地プランを真に話し合いに基づいたものにするために、離農後も地域農業の実情に詳しい人材を地域の調整役として有効に活用することが重要であると考えております。

今回の見直しにおきましては、地域の話し合いをコーディネートできる者が不足する市町村に対しましては、コーディネーター役として豊富な経験を有する者を専門家として派遣する仕組みを導入したところでもございます。この中で、御指摘のような、地域の実情に明るく、離農後も地域の話し合いを積極的にまよとめる意欲と能力のある人材も活用してまいりたいと存じます。

○緑川委員 やはり、農地の集積、集約という、進める中においては、大臣もおっしゃつていただきましたけれども、離農した方々も含めた、家族経営の後継者探しというのを、これは地域総出でやつていくことはもちろんのこと、今あることを離れているような人たちに対するアプローチ、人と人をつないでいく、地域の全体の営農ビジョン

をどのように描いていくのか、誰が担い手となつていくのか、こうした話し合いの本来に充実というものがあるに求められているというふうに思っています。

この農地利用についての話し合いを深めるためのコーディネーター、あるいはそれをサポートするための役割として、農業委員の協力義務というものを今回改正案に明記されていきます。

そもそも、昨年の国会でも議論をいたしましたけれども、担い手のいない農地を集約する、そして受け手の農家が見つかったときに農地バンクでしっかり貸し出せるように、その目的で、貸し出すための農地の集積を加速化させていく、その方針で、農業経営基盤強化法の改正で措置されたことになっていますけれども、これについては、不明農地の現場に既に農業委員が足を運んで、所有者の不明農地のまず探索に今非常に人手を割いているところでもあります。

この地道な協議、話し合いに協力していく義務を新たに課していく。この農業委員の負担については、これは大臣、どのように、御所感をいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○吉川国務大臣 今回の改正におきまして、農業委員会は、団体の要望もございまして、人・農地プラン作成に向けた地域の話し合いのコーディネーター役を担うことが明確化されております。この役割を十分果たしていただきますために、必要な支援もあわせて行うことといたしております。

具体的には、農地利用最適化交付金につきましては、平成三十一年度予算より、人・農地プランにかかわる活動や成果を重点的に支援をいたしますほか、平成三十一年度予算より、新たに、農業委員会事務局の業務に必要な経費といたしまして、農地利用の意向調査の経費を、アルバイトの活用も含めて支援をすることといたしております。

これらの活動は、農地利用の最適化という農業委員会の本来の使命の一部でもございまして、農

林水産省といたしましては、今回の位置づけの明確化ですとか支援措置の充実を通じて、農業委員会がその役割をしっかりと果たしていくことを大いに期待をいたしているところでもございます。

○緑川委員 大臣、そのサポート役というのは、さまざま、本場に援護射撃していかなければいけません。

農業委員、市町村、また最適化推進委員、アルバイトなども雇って、本場に今ある体制を一層強化をしていく、その方針はわかるんですけども、この所有者不明農地について特に言えば、今、全農地のうちの二割を占めるのが所有者不明農地、これは九十三万ヘクタールの土地があるわけです。秋田県内にもたくさんあるわけなんです。遊休農地は少なく、ほとんどが耕作されている農地ですけれども、その所有者を特定するのがなかなか大変な仕事です。農業委員を務める農家、そして役場の職員も立ち会いながら、毎年、農地の利用状況を調査しているわけです。

地図と照らし合わせる確認作業というのが時間を使いますし、登記上の農地でも、山林になっているような、本場に耕作放棄、長らく放棄されているようなところが相当にあるわけです。面積も当然把握しにくいですし、多くの所有者が、やはりこれは大多数がわからない。時間と手間をかけたにしてもなかなか進まない状況です。農地パトリールということも政府は言うんですけども、現場の負担はやはり相当なものだというふうに思っています。

資料の③をごらんいただきたいんですが、オレンジ色の図ですけれども、市町村の職員が全体としても、農業委員を支えるわけですけれども、減少しています。特に減少が著しいのが農林水産部の職員、三万五千人余りいた平成十九年度から比べれば、十年の間に三万人余りに減少しました。その分、農業委員の肩に、新しく努力義務も含めて、いろいろな負担がのしかかっています。特に中山間地域の自治体職員の数、本場に少ない

ですから、農地の広さを考えれば、その負担はおさらだというふうに思っています。

大臣、このあたり、改めて御所感、お願いします。

○大澤政府参考人 所有者不明農地など個別のものもありましたので、まず私の方からお答えさせていただきます。

所有者不明農地につきましては、御指摘のとおり、農業委員会に重要な役割を与えて、法改正の措置をさせていただいたところでございますけれども、その前と比べますと、特に所有者の探索に必要とする作業は格段に簡素化されたというふうに考えております。

改正前は、共有者の半分がわかっていれば、農地ベースで過半がわかっていれば利用権を設定するということができたわけですが、その期間は五年でありまして、過半を見るためには全体が何人かを見なければいけませんので、その全体を把握するのが大変だったということでございます。

今回は、共有者の一人でも、先ほどの九十三万ヘクタールの中の、本場に遊休農地化しているのは五万ヘクタールちょっとだということがありますが、残りの八十八万ヘクタールについては誰かが耕作をされている。その方のほとんどは、共有権を持っているけれども、ほかの共有権者が何代かさかのぼるとわからない、こういう方については、もう調べなくてもよくしております。登記簿上の名義者とその子供まで調べればいいということにしておりまして、そういう形で、我々としても、農業委員の作業の軽減には努めているところでございます。

加えまして、今回の人・農地プランなり所有者不明、こういうことの作業を的確に行うために、事務局についての支援についても今回少し拡充をいたしております。少しずつ、地道な努力ではございますけれども、我々としては、やはり農業委員会の方々がストレスなく働いていただくように、必要な支援は行っていきたいというふうに考えている所存でございます。

○吉川國務大臣 今、大澤経営局長からもお答えをさせていただきましたが、緑川委員御指摘のとおり、農業委員の、所有者不明農地等々につきましても、地域で大変な御活躍をいただいていることは承知をいたしております。

そのために、今回の法改正におきましても、今も申し上げましたけれども、必要な経費をしっかりと、アルバイト活用も含めて支援をするということもやっていきたいと思っております。今回の位置づけの明確化や支援措置の充実を通じて、更に農業委員会が役割をしっかりと果たしていけるように、私どももサポートもしてまいりたいと思っております。

○緑川委員 ただ、現場の負担というものが、法の係る手続が簡素化されているところはあるというのはあるんですが、実際に足を運ぶのは農業委員ですから、こうした現場の努力、苦勞というものをぜひ実感をしていただいて法改正の議論をしていただきたいというふうに思います。

市町村が、今回の新たな農業委員の協力義務の際に、やはり、情報の共有、地域での話合いの情報提供、どのような情報が内側で共有をするべきで、平場に対してどういう情報を提供していくべきかという、この区別はしっかりしなければならぬというふうに考えています。

市町村が、農地に関する地図を活用しながら、不明農地含め土地の探索、それを農業委員会の皆さんとしっかりとやっていくことは引き続ききやしながら、その情報を活用していくというものが今回の地域の中での話合いに生かされるものだというふうに思いますが、ここで、情報共有しているものを話合いの場に提供していくことが不可欠になる中で、情報の質をやはり高めていかなければならないですね。つまり、細かい情報を地域の中に持ち寄って皆さんにわかってもらわないといけない。でも、その中では、知らない方がいいという情報、特に重要な、プライバシーを含めた個人情報、こういうものの取扱いはどういうふうに、地域に持ち出すべき情報と、そうじゃない、

内側で秘めておくべき情報をどのように区別されるのでしょうか。

○大澤政府参考人 お答えいたします。まず、今回の協議の場の実質化の関係で、「地図を活用して」というときの「地図」でございますけれども、これにつきましては、市町村が、いわゆる農地ナビでございますが、農業委員会関係の農地情報公開システム、あるいは土地改良関係の水士里情報システム、あるいは市町村、農業委員会、農協が持っている独自のシステム、こういうものがそれぞれの地域によっていろいろございます。こういう地図をベースにいたしまして、加えて、市町村などが、今回は予算でも措置しておりますけれども、アンケート調査によって把握した農業者の年齢別構成、後継者の確保状況、こういうことをいろいろな形で落とし込んでいく、これは一つの理想型でございます。

ただし、その際に、やはり、市町村につきましては各市町村で個人情報保護条例をつくっておりますので、この遵守ということが大事でございます。

具体的には、アンケートの際に、どこまでの情報を出していくのかということをおらかじめ同意をとるか、それから、情報を出すに際しても、原則として、特定の個人が識別されるような情報を提供するには本人の同意を得るということでございます。同意が得られない場合でもやはりいろいろな方法があると思っております。個人の名前を出さないけれども、地域全体で何歳から何歳までの人が何人とか、そういう年齢別構成を示す、あるいは後継者の確保状況は割合で示すなど、さまざまやり方があると思っております。それはきめ細かく指導してまいりたいというふうに考えてございます。

○緑川委員 農地の最適化というふうに言う前に、やはり、地域での話合い、この中で、出すべき情報、また、後から問題になるケースが出てこないように、しっかりと情報を選別しておく、このことが重要であるというふうに思います。

その後によりやく農地利用の最適化の議論に入るわけですが、そのサポート、相談体制というものは、今、人への対応というのをお話をいたしました。また、それをクリアした後にようやく農地の集積、集約というふうな議論になると思いますが、これはやはり、国の想定よりはこの集約化状況、集積状況というものはおくられていて、それを受けて、今のJAなどが行ってきた円滑化事業を農地バンクに一元化するなどして一層この集積、集約というものを加速させるということを目指していると思います。

例えば、ここでJAの問題なんですけれども、農地の配分計画については、これは市町村が指定するJAが策定できるということになっていきますが、逆に、円滑化事業によつてなかなか成果を上げることができなかった、そういうJAもあるわけですね。農地集積が果たされている県、地域差があるわけです。集積の実績を上げてきたJAとというのは引き続きこの事業にかかわれる、実質そういうことになると思います。

一方で、これまでの実績を持たないJA、規模の違いは確かにありますけれども、円滑化事業を更に細かく地区ごとに見れば、農地の利用調整に力を発揮してきたJA、細かく見ればあるわけですね。そういうJAも結局かかわれないというふうなことになると思いますけれども、これは明確にJAの役割というのを実績にかかわらず位置づけるべきだというふうに思いますけれども、このあたりはいかがでしょうか。

○大澤政府参考人 お答えいたします。

今回の改正案をつくるに際しましては、全中、中央団体のみならず、各単協まで足を運びまして、さまざまな意見交換を行いまして案を考えてきたところでございます。

このJAにつきまして申しますと、約九割につきましては農地バンクへの移行が進んでいるというところは、これはやはり、各JAの判断ということもあろうと思いますが、かつて農地専門の職員がいらっしゃったのが、この引退を機に農地バン

クに移行しよう、そういうようなさまざまな動きがあった結果だというふうに認識しております。そういう意味で、我々としては、そういう各地域のJAさんの判断がある中で、全て同じような位置づけをするというのは現実になかなか合わないのではないかとこのように考えた次第でございます。

他方で、ブロックローテーション、新規就農の促進など特色のある取組を行っているところ、このについてはそれぞれ統合一体化という形で考えているわけでございます。

そうはいいまして、現実問題として、そういう農地の権利関係の調整まではやっていないけれども、JAから委託を受けるなどして農地の窓口機能を担っているところ、全国の円滑化団体の少なくとも六割はもうそういう窓口機能を担って、具体的な委託契約を持っておりますし、そうでなくても、そういう契約という形でなくとも、さまざまな形で協力しているものを含めれば、ほぼ全ての円滑化団体がそういう役割を担っているわけでございます。

そういうところにつきましては、更に業務委託を受けて窓口や相談業務を行うということに位置づけることとすると、あるいは、組織としてはなかなかそういう役割を担えないけれども、営農指導員さんの中で特にそういうところがお得意な方がいらっしゃる場合には、地域の話し合いの中にコーディネーターとして入っていただく、そういうような多様な役割を我々はJAには期待しているところでございます。余り一律に位置づけるということまでは考えておりませんけれども、その役割の、実際に果たしている活動に応じてそれぞれの枠組みを用意していくことを考えているつもりでございます。

○緑川委員 やはり、JAが管轄する地域の中で、それを更に細かく見れば、JAさんに今まで頼ってきたんだ、農地の利用や、また相談、調整役についてはやはりJAなんだという認識が濃い地域というのがあるわけですね。これは円滑事業

団体の区分よりも更に細かく見ないといけないところというのはあると思うんですね。法律の明記についても、やはりそれに配慮をした、明確に、一律同じにせいで私は私も言っていないです、でも、JAの存在意義というものを少しでも反映させるような明記であるべきであるというふうに思っております。

この円滑化事業の農地バンクとの一元化とあわせて、農地を借り入れるのと貸し出す計画を今回一体的に策定できる見直しも行われるわけですが、これも、確かに、市町村が農地利用の集積計画、また機構が受け手の公募を経て農用地の利用配分計画を別々につくっていたということがありましたが、これが一元化されます。三カ月から四カ月かかっているような事務の手続が改善されるということになりますけれども、これは逆に、逆にというか、一方で、誰に貸すかが不明のような状況というのは、管理機構ですとこれまででもございました。

今回の見直しの中でも、自分の所有する農地が農地バンクによつて一体誰に貸し出されるのかわからない場合があります。そうしたケースはどのように改善されるのでしょうか。

○大澤政府参考人 お答えいたします。

まず、御指摘にもございましたが、今まで、この農地バンクを通じた農地の貸し借りについては二つの計画をつくらなければいけないということがあつて、それが結局、二つの計画が、段階が分かれていて、最終的に、農地バンクに貸すのはいいけれども、その先どうなるかわからないというふうな不安が農業者の方にあつたことは事実だと私も認識しております。

今回、二つの計画を一つにすることによりまして、それはもう農地バンクが貸す先まではつきりした上で、それで一つの計画にするわけですから、その方式をとるものにつきましては、かなりそういうような不安が除去されるものと考えております。

ただ、他方で、配分計画のみのものも依然残り

ます。その際にはどうなるかわからないというふうな不安が引き続きあるという声も、関係者との意見交換をさせていただく中で我々も聞いたところでございます。その不安の大きいものとなるのは、農地バンク十八条七項ということで、農地バンクが貸し先を決められるという規定があるわけでございます。

我々としては、その条項の本来活用すべきところというのは、地域で例えば合意内容がしっかりと決まっていれば、将来まで決まっていれば、将来はこれの方に貸していこうねというふうな雰囲気だったのが、例えば相続があつたとかそういうことで、所有者が地域とは違う考えをまた急に持つに至つて地域全体が困つてしまったとか、そういう場合には、やはり、農地バンクに中間保有させておくことの一つのメリットとして、そこで農地バンクが、いや、そうじゃなくて、ここはこういう経緯があつたので、やはりここはもう地域全体の総意としてここに貸したいんだというふうな場合もあるのかと思います。

そういう意味で、必要な場合はあると思うんですけども、何でもかんでも農地バンクが自由に貸し先を決められるというのは、これは現実にも合いませんし、そういう運用もしていかないわけですので、これにつきましては、今回の、昨年末の活力創造プランの中でも、農地バンクがこの十八条七項を使う場合を運用上明確にするという改善もいたすことといたしております。

それらの措置をあわせて、先ほどのような農業者の不安は相当程度解消されると思っておりますし、そのように指導してまいりたいというふうに考えております。

○緑川委員 やはり不安視しているのは、地域での話し合いを経たという形がどのぐらいのものなのかというところというのが、すごく私はポイントになってくるんじゃないかと思うんですね。話がついたという形にはなっているけれども、実は利害関係者の一人だったその人にとってはあずかり知らないような人や企業が入ってきた。プ

ロックローテーションでやってきたような、大切に管理してきた部分が壊されるんじゃないか。大豆の栽培をずっとやってきたのに、なぜか管理の方法が、あり方が変わってしまうことになっていった。そういうことは聞いていないよという地域の関係者が出てこないように、まず、どのぐらいの範囲でこの集まり、地域の農業者等の協議の場というのをつくっていくのかというのがやはり私はすごくポイントだというふうに思っておりますけれども、このあたり、いかがでしょうか。

○大澤政府参考人 お答えいたします。

例として挙げて……(緑川委員「短目に」と呼ぶ)はい。例として挙げていただいたような、地域でブロックローテーションをしっかりと組んでいるようなところでは、そのブロックローテーションの範囲が地域の話し合いの範囲として最も適当であるというふうに考えてございます。

○緑川委員 この五年ごとの見直しでも、白紙委任と言われる、機構に貸したはいけれども、実際の受け手というのがどういう人なんだという不安は、結局、きょうの議論でもなかなか全てを試うことはできない、そういう状況であるというふうに思います。

これから農地の集積、集約化をふやしていく過程で、特定の担い手について、地域の話し合いを経ても、これは初めは期待は大いにありますよ、受けてほしいという思いは地域にあるでしょう、耕作放棄地もふえている中で、こんなはずではないという一方で、後になって問題になるケース。特に、今、捨てづくりという問題もあります。農業の振興を結局旨としない、地域でのトラブル。結局、交付金目当てでアリのバイ工をするような、そういう事例が、今後やはりこの集積、集約化というのがふえていく過程の中でふえる懸念があると思うんですけれども、この御認識、いかがでしょうか。

○大澤政府参考人 お答えいたします。

今の御指摘いただいた問題は、ひとり農地バンクだけの問題ではなくて、農政全体の問題だとい

うふうに思っております。

我々としては、各地域で真剣な話し合いを行って、捨てづくりというよりも、地域農業の未来を開くような合意をとった上で、それを誰に担っていただくのかと。今回の五年後見直しの内容がそういうような地域での話し合いの活発化につながるように努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○緑川委員 終わりにいたしますけれども、結局、捨てづくりじゃなくても、借りたはいけれども、その受け手が、この土地、何かだめだった、つくれなかったといつて解約した事例も聞いております。青森県でそうした事例があったというふうに聞いております。

やはり、地域の農業に多分に影響を与える農地の変動ですから、その改正ですから、さまざまなケースを想定して、しっかりと今後の状況を注視していただいて、対策の網目を密にしていこうことを強く求めて、質問を終わります。

○武藤委員長 次に、森夏枝君。

○森(夏)委員 日本維新の会の森夏枝です。

先週に引き続き、質問の時間をいただきましたありがとうございます。

それでは、早速質問に入らせていただきます。少子高齢化が進み、担い手不足も深刻になってきている今、耕作放棄地も四十年前に比べると三倍になっていると聞きました。今回の見直しによって、農地の集約化が進み、農家のコスト低減や所得向上につながればと思っております。

先週も質問させていただきましたが、地域の話し合いを再活性化したり、農地バンクの手続の簡素化等、さまざまな見直しをされると思いますが、二〇二三年の八割集積目標を達成するというのは簡単なことではないと思います。現場の声を大事に進めていただきたいと思います。

まず初めに、新規就農希望者と実際の新規就農者数について伺います。

望む方々がいらつしゃるのであれば、ぜひ就農していただきたいと思います。新規就農には高いハードルがあるとよく聞きますが、新規就農を希望している方々が農業を始められる環境をぜひ国としてもしっかりと支援をしていただきたいと思っております。

そこで、伺います。

近年、新規就農希望者はどのぐらいいるのでしょうか。そして、希望者のうち、どのぐらいの方が実際に就農されるのか、実際の新規就農者数も教えてください。

○大澤政府参考人 お答えいたします。

就農希望者数につきましては、これは全国的な調査というよりも、一つの数字というふうに見ていただきたいと思いますが、各都道府県などに設置している就農相談窓口というのがございます。この就農相談窓口における平成二十九年度の相談件数は約一万五千八百件でございます。これらは、農家の子弟の方の相談というよりも、主に農外からの参入者あるいは雇用就農者の候補者の相談ではないかと思っております。それが一万五千八百件。

それから、農林水産省新規就農者調査というのを行っております。これでは実際の新規就農者数がわかります。これが平成二十九年の新規就農者数は約五万五千七百七人、そのうち、新規参入者、農外からの参入者が三千六百人、新規雇用就農者は約一万五千人、新規自営農業就農者は約四万一千五百人となっております。

○森(夏)委員 ありがとうございます。

今データをいただきましたが、私は実際にもっと多くの新規就農希望者がいるのではないかと感じております。ぜひ、希望される方が農業を始められるように、国としてもサポートをお願いしたいと思っております。まだまだ新規就農者に対しては厳しい規制がたくさんありますので、今後さらなる見直しをお願いしたいと思います。

次に、新規就農者の定着状況について伺います。

新規就農者の方々は農業を続けてもらうことが大事です。新規就農者の定着状況について教えてください。また、離農した方の主な理由についてもお願いします。

○大澤政府参考人 お答えします。

これも全体の定着状況に関するデータというのはございませんけれども、農林省の補助事業、例えば、経営開始直後の青年就農者を支援する農業次世代人材投資事業を、平成二十四年度から累次活用していますが、活用された四千六百四十四人について調べてみますと、平成二十九年十月時点で引き続き農業に定着されているのは約九六％となっております。

一方で、このうち定着せずに離農された方が約四％いらつしゃいますが、その主な理由は、経営の不振、家庭の事情、病気、けが等となっております。

以上でございます。

○森(夏)委員 ありがとうございます。

定着率は高いと思いますが、離農された方もいらつしゃるので、今後もしっかりとサポートをして、新たに農業につこうと思われた方はできるだけ続けていただけるように、国として支援をしていただきたいと思います。

やはり、新規就農を続けてもらうというのには収入が安定するということが大切だと思います。今後、農水省としても、離農された方の理由もしっかりと把握をされて、しっかりとサポートをしていただきたいと思います。農業を続けられるように指導、サポートをお願いいたします。また、販路の拡大のサポートであったり、収益の上がる、より品質のよいものができるような指導等も、所得向上につながる支援も積極的をお願いしたいと思います。

次に、都市部から農山漁村への移住希望者について伺います。

都市部から農山漁村、過疎地域への移住を希望される方が少なくないとお聞きをしました。都会の方々は、自然に囲まれて、緑に囲まれて、農業

をしながら自分でつくったものを食べて暮らすという、そんな暮らしに憧れを持っていらつしやる方が多いようです。都市部から農山漁村への移住希望者について教えてください。

○室本政府参考人 都市部から農山漁村への移住希望者数でございますが、農水省としてこの種のデータは残念ながら持ち合わせていないということでございます。

お問い合わせいただきましたので、ちょっと調べてみました。地方移住を希望する都市住民と全国の地方自治体とのマッチングを行う認定NPO法人ふるさと回帰支援センターというのがございまして、その東京事務所が公表しているデータがございます。それによれば、二〇一八年の地方への移住の相談件数、四万一千五百八十八件ということになっております。このうち、面談、セミナーへの参加者、これが二万九千八百四十九件、電話等での問合せが一万一千六百六十九件となっております。特に、公表されているデータからすれば、二〇一五年から急激にふえているという傾向がうかがえますし、また、四十歳代以下が全体の七割を占めているというふうなデータになっております。

こうした状況からすれば、地方への移住に対して何らかの関心を持っている方々はかなりの数に及ぶのではないかとというふうに推測されます。

○森(夏)委員 ありがとうございます。

ちょっと正確なデータというのはなかなかないと思うんですけれども、都市部から農山漁村へ移住を希望している方というのはいらつしやうて、また、ただ移住するだけではなくて、農業をやってみたいという声があるというのも事実でございます。農山漁村での少子高齢化、過疎化というのは大変深刻で、希望者がいるのであれば、移住してもらい、農業の担い手となってもらう、そして生活をして住み続けてもらう、そして子育てをしてもらう、そして農山漁村を支える次の世代を皆で育てていくことができればと思います。そう簡単にいくものではないと思いますけれども、

も、今回の農地バンクの見直しも行われるのとこのです。更に現場の声をしっかりと聞いて、今回の見直しで終わりということではなくて、更に改善していけるよう、地域の実情に合った見直しを定期的に行ってほしいと思っております。

また、この農地バンク事業に携わっている方に状況を伺うと、農地バンク制度に登録されている方はインターネットを見る環境があるけれども、そうでない方々はほとんど情報を得ていないとおっしゃっております。情報提供の仕方も今後の課題の一つかと思っております。

今回私が伺った地域では、農業従事者数から見ても、農地面積から見ても、農地バンク利用者の割合が限りなくゼロに近い地域でした。農地バンクを使つてうまくいったものが全体の〇・何%という地域ですが、その〇・何%のうまくいったところも条件のいいところだけという状況です。条件不利地域に関しては、話合いだけではうまくいかない、手続の簡素化をしてもうまくいかない地域もあると思います。今回の手続の簡素化や話合いの再活性化は集約化加速のために必要だとは思っておりますけれども、現場の声をしっかりと聞いて、更に地域の実情に合った抜本的な見直しが必要かと思っております。

都市部から農山漁村への移住希望者については、先ほど伺いをしました。繰り返しになりますが、少子高齢化、過疎化が進む地域に移住希望者がいるのであれば、ぜひ移住してもらえ環境を整えるべきだと思っております。

また、移住希望者が農業をしたいということで、農地つき空き家を借りたい、購入したいという方もいらつしやいます。しかし、移住希望者が農地つき空き家を借りる又は購入するには、これもまた高いハードルがあると聞きました。どういう条件があるのでしょうか。また、利用状況についても教えてください。

○大澤政府参考人 お答えいたします。

私どもとしては、かつて高いハードルがあったかもしれないけれども、これにつきましては、

国土交通省など関係省庁と連携して、農地つき空き家についても利用していただくことを促進したいと思っております。

具体的には、農地の権利取得には許可条件がございますが、その一つに下限面積というのがございます。これにつきまして、地域の実情にに応じて、農業委員会の判断で、通常の面積よりも低い面積を定めることが可能となっております。空き家の活用を図る観点から、それにつきまして、空き家とあわせて取得する農地についてはまた特に引き下げるということでございますが、そういう制度を利用して市町村が、平成三十年十月現在、百五十三市町というところでございますので、高いハードルがあると思っておられるところは、もしかしらこの百五十三以外の市町村の場合かもしれませんので、ぜひ、我々といましては、こういう制度を利用したいだきかと思っております。

なお、今回に地域再生法の改正案というのを政府として提出しておりますが、この中で、農地つき空き家の取得を一層推進する観点から、今まで個々に農業委員会が判断していたところを、今度は、市町村が農業委員会の同意のもとで計画をつくった場合には、それだけで農地取得の別段の面積が設定されたとなすという、ワンストップの仕組みも措置することといたしております。

加えて、国土交通省さんの方では住宅取得支援策というのも講じておりますので、これを、我々の新規就農のいろいろなパンフレット等においても国土交通省の政策も紹介することによって、新規就農者の住宅の確保、これに資してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○森(夏)委員 ありがとうございます。

私がお聞きしたところが高いハードルがあるところだったのだと思いますが、今後も、この農地つき空き家が、多くの方に移住してもらえようように、借りていただけるように、また購入もしていただけるように、国交省とも連携をして進めて

いつていただきかと思っております。

現場の声を聞いておきますと、やはり、貸したい方、借りた方の条件が合っていないというの、そういう声ばかりが聞こえてまいります。うまくいっていますというのとはなかなか声として上がつてこないのだと思いますけれども、実際にそういう現場の声がありますので、少しでも改善できる部分は今後改善していただけたらと思っております。

次に、人・農地プランについて伺います。

人・農地プランは、少子高齢化が進み、日本の農業が厳しい状況に直面している中で、持続可能な力強い農業を実現するため、基本となる人と農地の問題を一体的に解決するため、それぞれの地域において話合いを行い、地域が抱える人と農地の問題を解決するための未来の設計図として作成されるものと理解をしております。

繰り返しになりますが、話合い、そしてそれぞれの地域の実情に合ったプランの作成が必要だと思っております。人・農地プランの作成状況と、作成した場合の効果、実績について教えてください。

○大澤政府参考人 お答えいたします。

人・農地プラン作成状況につきましては、現在、千五百八十七市町村、全体の市町村の九割以上の市町村におきまして約一万五千のプランが作成されております。ただ、その中身を見ますと、出し手が全く記載されていないものが半分ということでございまして、我々としては、大体、概数でいきまして、地域の真剣な話合いに基づいたプランが作成されているなどと思われるような地区は全体の三割ぐらいかなというふうに思っております。

作成した場合の効果ということでございますけれども、地域で農地の将来方向について合意ができるといことが一番の効果だと思っておりますが、実際そこまでいっているのは先ほどお話ししたとおり三割ぐらいかもしれないということでございまして、この数字をどんどん上げていくということを今回の人・農地プランの実質化の中で推

進してまいりたいというふうに考えてございます。

○森(夏)委員 ありがとうございます。

正直にお答えいただいたといいますが、実際には三割程度ではないかとお話だったので、今後、この人・農地プランが実効性のあるものとなりますように、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

各地で人・農地プラン座談会、説明会等を開催されていると思います。繰り返しになりますが、地域の方々の声を聞くことが大事だと思いますので、今後も、座談会のようなものは、開催は積極的にお願いしたいと思います。先ほども申しましたけれども、インターネットで情報をとれない方もいらっしゃると思いますので、丁寧な説明、情報提供をお願いしたいと思います。

人・農地プラン座談会を開催した際によく出る現場の意見について教えてください。

○大澤政府参考人 これこそ地域の熱意によってさまざまなございますが、うまくいったような事例について幾つかパターンとしてお話をいたしますと、まず、いろいろなきつかけがあるかどうかと思います。

基盤整備を行うことがきつかけになるというのが一番多いんですけれども、基盤整備を行う前に、ポンプが壊れているとか、そういうような身近な問題を、やはり、地元の取りまとめ役のような方々が、あるいはそういう関係機関の方々が真摯に問題提起をさせていただきまして、それで地域の座談会が始まる。そうすると、いろいろな意見が出ますけれども、やはり最終的には、この壊れたポンプをどうしようとか、そういうところで、何か直さなきゃいけない、せつかくこういうふうな事業をやるんだつたらちゃんと担い手は集めなきゃいけないとか、そういうふうな形で話合いが発展していくというのがいいパターンではないかなというふうに思っております。

その他さまざまな意見がございますが、典型的な例についてお話しした次第でございます。

○森(夏)委員 ありがとうございます。

いい例というか、お話しいただきましたけれども、何か、座談会の中でもめたりとか、そういうようなことというのはあるのでしょうか。

○大澤政府参考人 やはり、実際にお金が続んできますと、どうしても総論賛成、各論反対ということはよくあるということでございますが、そのときにはやはり、地域の取りまとめ役といいますが、この人の言うことなら聞くというふうな方が、ずっと黙っているけれども、最後に、やはりこれはやらなければいけないと言ったことでまとまったというふうな例もございます。

それから、やはり、先ほどからお話ししている中で、高齢化が進んでまいりますと、余り、話合いいだんだんだんだん形式的なものというか日常行事的なものに限定されてくるというふうな例の中で、市町村等々が危機意識を持ちましてアンケートをして、アンケートの結果をお見せするということによって議論が進んできたということもございます。本場にさまざまなございます。

○森(夏)委員 ありがとうございます。

地域によってさまざまなと思います。ありがとうございます。

水田地域や、また中山間地域などの条件によっても、また地域性によってもかなり差があると思います。今回の見直しのように、手続を簡素化してほしいという声があれば手続を簡素化する、そういう見直しは大切だと思います。

また、そういう声がある中で、手続を簡素化して、また農業委員や農地利用最適化推進委員さんたちに話合いに参画してもらい、地域の話し合いを再活性化することですが、これらの見直しをして、また取組をしても集積化が、集約化が進まなかった場合には、さらなる見直しがまた必要であると思います。

また、地域によっては集約化を望んでいない方もいます。何も困っていない、現状でいいという方も多いのだと思います。私も、農林水産委員会の委員の一人として、もともと現場

の声を聞かなければと思っているところでございます。

農地バンク、五年後の見直しも必要ですが、一年一年見直ししていく、現場の声をどんどん拾って、よりよいものに変えていく、日本の農業の未来を考えて改革を進めていっていただきたいと思っています。

次に、集約化によるコスト低減効果について伺います。

これも繰り返しになりますが、集約化をして、農家の方々のコスト低減、負担軽減、そして所得向上につながればと思っております。農地の集約化によってどの程度コスト低減の効果があるのでしょうか。実例を挙げて教えてください。

○大澤政府参考人 お答えいたします。

二つ例をお話しいたします。

まず、秋田県秋田市におきましては、農地バンクを活用しまして、地域の農地の九割に当たる九十六ヘクタールを一つの法人に集積、集約化いたしました。加えて、基盤整備を推進いたしました。それによりまして、耕起や刈取りの作業経費は七割削減された、こういう事例が一つございます。

それから、二つ目は、私も直接伺いましたのが、佐賀県嬉野市におきまして、農地バンクを活用して集落営農を法人化したしました。それによりまして、米、麦、大豆などのブロックローテーションを導入いたしましたして作業の効率化を図り、なお、作業時間が約三〇％減少ということ、その時間を利用して加工用キャベツなどを新規に導入するということによりまして、所得が二四％増加した事例もございます。

ちなみに、この加工用キャベツは主に女性の方が担っておりまして、この機構の集積協力金により機械等を整備されたところで時間が浮いたものを、それが、女性の方々が野菜をつくるようになって、女性の方々も元気になったという例でございます。

○森(夏)委員 ありがとうございます。

また、集約化によるコスト低減についても、また地域差があるのだと思います。集約化の難しい地域、コスト低減につながらない地域もあると思いますので、これらの地域をどのようにするか、今後もしっかり対策を講じていただきたいと思っています。

やはり現場の声が大事で、一定のルールは必要ですが、全国全て同じ基準では進みません。地域の実情に合った集積化、農地バンクの利用方法を進めていっていただきたいと思っています。

農地バンクが必要なのはどの声も上がっているのも事実ですし、私自身も聞きました。ですが、必要ないと言われることのないように、なぜそのような声上がるのか、そういった現場の声もしっかり聞いていただいて、進めていただきたいと思っています。

次に、出し手、受け手のマッチングについて伺います。

出し手側は、どこの誰だかわからない人に貸すことを不安に思っておりますし、十年という貸出期間は長過ぎると感じています。しかし、受け手側は、三年や五年では短い、特に、新規就農者が農業にチャレンジするときに、三年や五年で結果を出すのは難しいとの声があります。この時点でミスマッチが起きております。

十年の農地バンクの貸出期間は長過ぎて借り手がつかないということで、地方自治体によつては、三年で農地バンクの募集をしているところもございますが、それでも全くマッチングがうまくいっていないと聞きました。本場にこの出し手、受け手のマッチングは難しいと思いますが、これまでの取組と今後の取組について教えてください。

○大澤政府参考人 やはりこれも本日の重要なテーマの一つだと認識しておりますけれども、農地バンクの活動と地域ベースでの活動、これのミスマッチといえますが、そこが問題の一つの原因ではないかなというふうに思っております。

やはり人・農地プランが、法律制定当初から本

委員会の修正によりまして位置づけていただいたわけでございますけれども、そこがなかなか、形式的なプランがかなりあるということで、地域での合意がない中で農地バンクに単品で、単品でと言うと変なのかもしれませんけれども、農地の出し手の方がまず個々ばらばらに農地を出してきて、なかなか担い手の方々とマッチングするのは現実的には難しいところではないかと思っております。

今回の見直しにおきましては、やはり人・農地プランを真に話し合いに基づくものにするということと、農地の出し手の方々も、ある程度計画的に、地域全体で最終的にこうなるんだというような姿を少しでも思っていたきながら見通しをつけることによりまして、担い手の方々もある程度見通しがついた形で農地を借りることができるようにする、こういう仲立ちを我々もやってまいりたいというふうに考えてございます。

○森(寛)委員　ありがとうございます。
時間が参りましたので終わりますが、農家の所得向上につながるよう、今後ともしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

ありがとうございます。
○武藤委員長　次回は、明十八日木曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時三分散会

令和元年五月八日印刷

令和元年五月九日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

U